

# 奈良国立文化財研究所年報

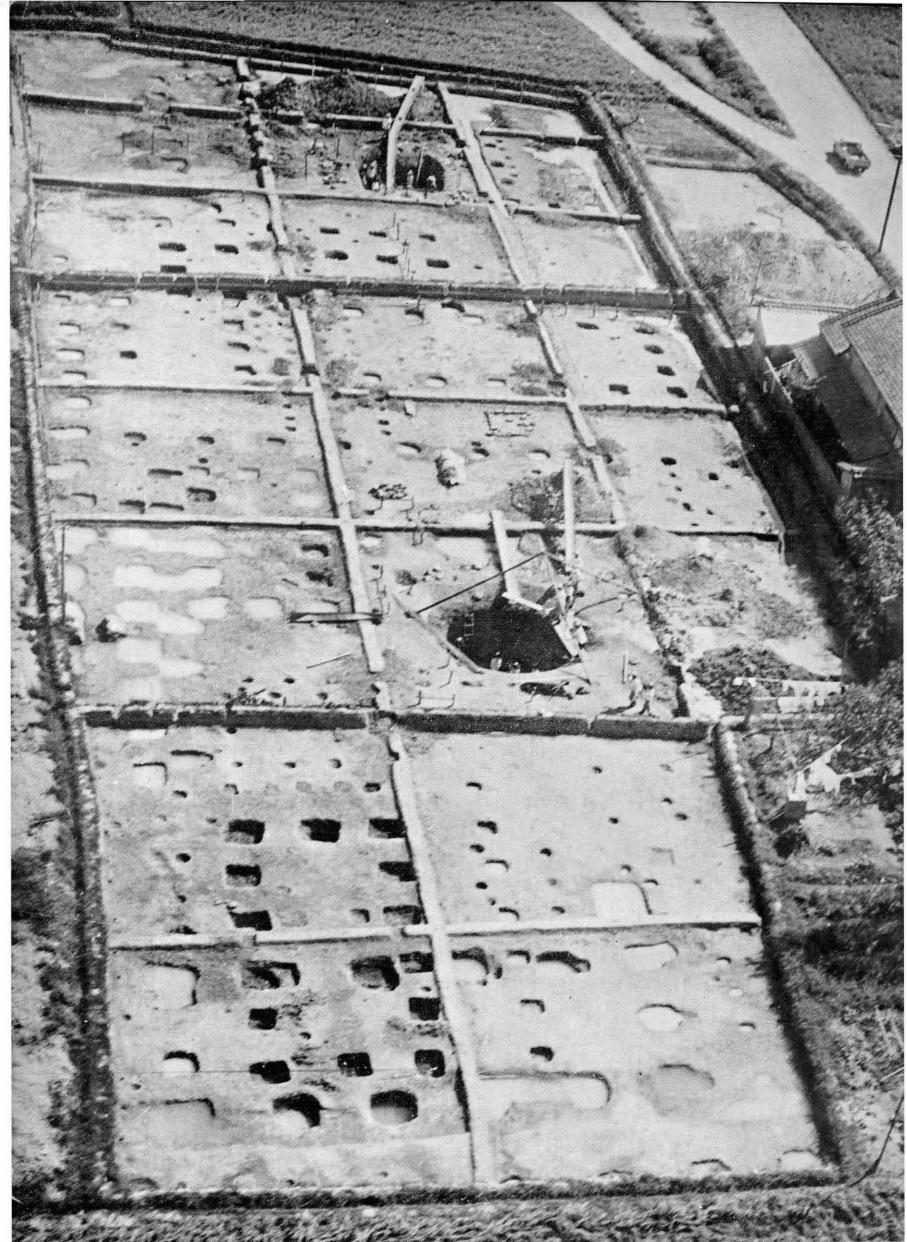
1 9 6 2



奈良国立文化財研究所

目 次

平城宮跡第7次発掘調査寫真追跡全景	
口 紋	
平城宮井戸と出土遺物	
別尊雜記所収藥師如來金剛童子	
西大寺十六善神図 唐招提寺紙裁文	
緒 言	
平城宮跡第6・7次発掘調査概要	
昭和36年度西大寺調査	
昭和36年度唐招提寺総合調査概要	
西寺跡発掘調査概要	
東洋文庫所蔵維摩会并東寺灌頂記（抄）	
彫刻の調査と研究経過	
庭園遺跡の調査と研究経過	
昭和36年度調査研究概況	
奈良国立文化財研究所要項	
40 38 33 31 26 22 18 9 2 1	



平城宮跡第7次発掘調査

発掘地全景



S E311井戸



S E311井戸出土 土馬 平瓶 人形

別 尊 雜 記 (唐招提寺)

藥 師 如 来

金剛童子 2 種

十六善神図部分  
(西大寺)

唐招提寺紙裁文

## 緒言

奈良にある文化財の価値はひじょうに大きい。こんなことはいまさらいうまでもないことであるが、奈良にある諸々の文化財をすこし詳しく調べてみると、それが見た眼はほんのちよつとしたようなものでも、その本質にはわが国文化の真髓に通するようなものが多く、またその出来栄えにもまことに洗練された美しさをもつたものが多い。それは何んといつてもこの奈良が他の地方とは異つて、ここに飛鳥の昔から各時代を通じて、常にわが国文化の中心があつたからだといわなければならない。この文化の中心とは、わが国として最初に営まれた都すなわち飛鳥京とその周辺の諸名刹であり、また世界に名だたる都制を完備した平城京とそこの京内所々に建てられた南都七大寺であったことは、世人のよく悉知するところであろう。ことにこの南都七大寺は平城京がなくなった後までも、よくわが国仏教文化の中心的位置を堅持していたのであるから、そこに育まれた諸々の文化には、ひじょうにすぐれた要素を多分にもつていて、これがいまの奈良の文化財として、わたくし達の眼前にそのすばらしさを示しているのである。

奈良国立文化財研究所ではこうした奈良の文化財を中心として調査し研究しつづけているのであるが、それはまつたく地味な、そして一向に映えない仕事の連続で、しかもその調査の時期といえば、たいていそれ等の寺院でもつとも参詣のすくない酷暑の夏とか嚴寒の冬とかのことであり、またその調査対象になるものがあるいは天井の裏とか、あるいは須弥壇の下とかから引き出さなければならぬようなものであるから、それに寺側と事前によほどよく連絡した上でないと、容易に手をつけられないというのが常である。しかしこんな調査こそ現地の研究所のしなければならない仕事であるから、敢てこの研究所では毎年こんなことを繰り返しているわけである。その本年度の分はまたこの年報を見ていただきたいと思う。

昭和三十七年三月

小

林

剛

# 平城宮跡第6・7次発掘調査概要

建造物研究室・建築  
歴史研究室・考古

特別史跡「平城宮跡」の昭和36年度に実施した発掘調査は、第6・7・8次の3回にわたり、発掘面積は76アールである。第6次の発掘調査は、国有地北端にある発掘調査事務所西方の倉庫建設予定地8アールと、通称一条通の北側で、第5次発掘調査地域の西南に接する平城宮中軸線に沿つた南北に細長い水田5アールの2つの地域について、昭和36年4月3日より7月11日にわたりて実施した。第7次発掘調査は7月12日から昭和37年2月10日にかけて、通称一条通の北側で、第6次の調査地域に東接した東西に細長い地域32アールと、民家建設のために現状変更許可申請が出された第5次発掘調査地域の北側に道路をへだて隣接する地域5アールにおいて実施した。第8次発掘調査は第7次調査地域の北に接した東西に細長い地域26アールにおいて、昭和37年2月10日に着手し、3月31日現在発掘を続行している。こでは、発掘調査の終了した第6・7次について、第6次に発掘した国有地北端の第2次内裏推定地域と第6・7次に発掘した一条通北側の官衛地域とにわけて、その概要を報告する。

1 内裏遺跡の調査（第6次）  
国有地内の倉庫建設予定地からは、掘立柱の回廊1棟・柵2条・柱

列4条の7遺構を検出した。SC247回廊は、单廊の東回廊と複廊の北回廊からなり、36年度年報で報告したSB164建物の西方に東北隅がある。北回廊は14間、東回廊は11間分を発掘した。北回廊は東端より13間目がほぼ大極殿の南北中心線上にあたり、左右対称とみると全長は25間と推定される。柱間寸法は桁行梁行とも、いずれも天平尺の10尺（以下寸尺は天平尺で記す）である。また、北回廊北側と東回廊の東西に側柱列より5尺離れて、幅約1尺の浅い雨落溝がある。北回廊の中央と北側の柱列は、各々SB164の南側・南入側柱列の西延長線上にある。

2条の柵のうち、SA253は柱間各10尺で東回廊の西側柱列の北延長線上にあり、回廊に取りへく柵である。SA250は柱間各10尺で東回廊のすぐ西側に並ぶ南北方向の柵で、柱穴の重複状況からすると回廊より時期がおくれる。また、東回廊南端付近の南北に3個並んだ柱列SX248（柱間各10尺）も、回廊より時期のくだる遺構で、おそらく東西にのびる建物の西妻部分と思われる。なお、東西方向に3個並ぶ柱列が、北回廊の北側に1組（SX260）、南側に2組（SX251・SX253）発見されたが、いずれも全体の規模や性格を知ることができなかつた。このほかに、東西にのびる濠状遺構がある。濠状遺構は北回廊南側

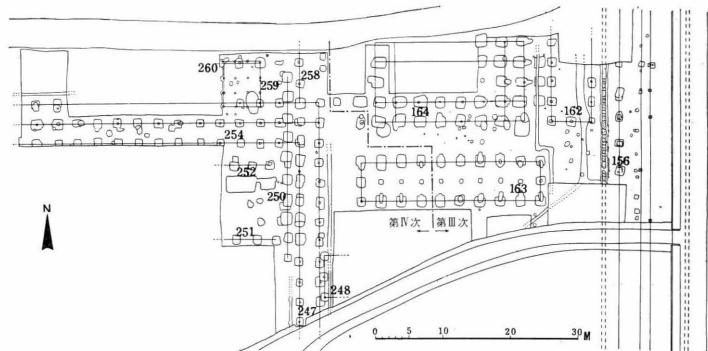


図1 国内裏遺跡実測図

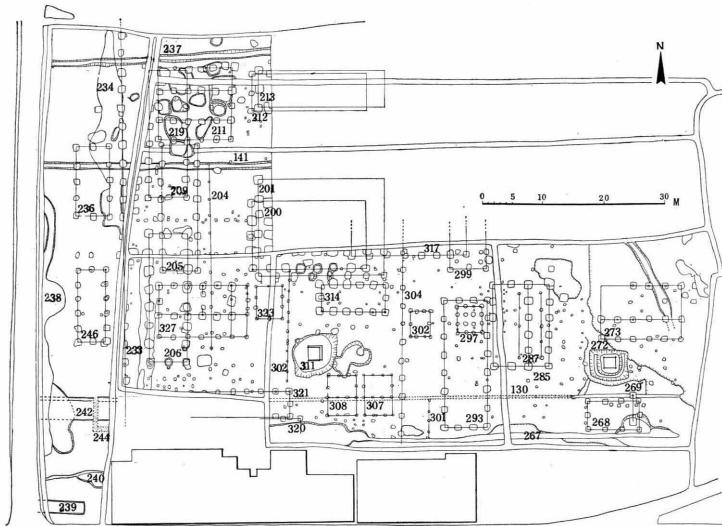
柱列付近を北縁として、ほぼ北回廊にそつて東西に延びており、急斜面の南縁と緩斜面の北縁とをもつた幅約17mのものである。これは円筒埴輪片や直径10~20cmの古墳葺石様の玉石を多量に包含した土で埋め立てられており、回廊その他の柱穴はこの埋没土に掘られている。この濠状遺構の延長を電気探査によつて追跡したところ、西は国有地の西部では直角に北へ折れ曲り、東延長は多少彎曲しながら国

有地東端まで続くものと推察された。さらに、この濠状遺構の北約3mで、方約50cmの浅い掘りかにすえた直径約30cmの円筒埴輪の基部を検出した。この埴輪残存状況や濠状遺構とその埋没状態からみて、これらの遺構は、平城宮造営以前この地に存在した古墳と関連のあるものと推察される。

発見遺構は以上のように、掘立柱の回廊は柱通りをそろえた配置関係からみると、第3次調査で発見したSB162、SB163、SB164等の3棟の建物と、同時に造営されたものであろう。また東回廊西側、雨落溝の南への延長は大正13年の調査で発見された南築地回廊から北へ分歧する凝灰岩雨落溝に一致することからみて、今回検出した掘立柱回廊は内裏の内郭をめぐる



図2 第6次発掘地全景



第3図 官衙遺跡（第6・7次）実測図

築地回廊にとりつき、両者が同時に存在していたと考えるのが正しいであろう。そこで掘立柱回廊が第2次朝堂院中軸線の延長に対し東西対称であるとする、北と東西をこの回廊で、南を築地回廊で限られた地域はほど内法約280尺の正方形となる。この一郭が内裏の何であるかは、後の紫宸殿にあたる内裏中心建物の位置の解明と関連して、今後に残された興味ある問題である。

## 2 官衙遺跡の調査（第6・7次）

通称一条通の北側ではば平城宮中軸線より東にあたる第6・7次調査地域から、掘立柱が建物22棟、門1棟、柵4条、溝4条、井戸2所や廃棄物処理のための土壌などを検出した。これらの遺構は層位と掘立柱の柱穴の重複状態から先後を判定し、さらに規模や配置関係を考慮して6期にわたりて造営されたものと推定された。以下、造営期ごとに遺構をまとめ、36年度年報で報告した第4・5次発掘調査の成果と対比しながら順をおつて述べる。（〔 〕は第5次調査における期別をあらわす。）

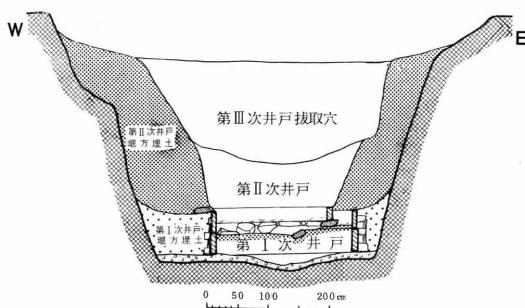
I期〔II〕今回の調査地域に建物が造営された最初の時期で、調査地域西半に厚さ約5cmの土盛りを行った後、2棟の建物と1棟の門を造営している。SB205は第5次調査で北半を検出した7間×2間（柱間各10尺）の南北棟建物で、今回南妻を確認した。SB317は7間×4間（柱間各10尺）の東西棟建物で、主要部は調査地域の北にあり、南北側柱列のみを検出した。SB209は南北にならぶ2個の掘立柱で門（柱間15尺）と推定される。なお、調査地域の東端の地山面が低下した地

区は、この時期にはいまだ土盛りが行われてない。

II-1期(IV) 第I期の遺構をおつてこの地域帶に広く盛土を行ひ、その盛土上に行われた造営を一括して第II期とする。第II期の遺構は柱穴の重複状況や、遺構相互の配置関係によつて、3小期に区分される。II-1期にはSB200建物、SD130・SD106・SD243溝、



第4図 SE311井戸(II-1期)



第5図 SE311井戸断面図

SD244石敷及びSE272・SE311井戸が造営された。SE200は7間×4間(柱間各10尺)の4面に廻のある東西棟建物である。SD130は第2・4次調査で検出した東西に延びる石敷溝の東延長部分であるが、調査地域の東部では石敷が切れて一段低くなり、そこにヒノキ材の樋を埋めこんでおり、「」の部分は暗渠であつたろう。SD243の溝は石敷がみられないがSD130の延長上にあり、またSD244の石敷はSD243をおおい、南へ張り出しているが、石敷の手法が類似するからあまり時間へだたらないものと考えた。SD106は調査地域の西南部で始まり、西へ流れる幅約2mの溝である。約49mの間隔をおいて東西に並ぶ2カ所の井戸のうち「西」のSE311は深さ約4mで一辺約7尺の隅丸方形の掘りかたの底に井戸枠を組んでいた。井戸枠は長さ約2.6m、幅約70cm、厚さ約9cmの材を内法2.25cmのせいで型に組んだもので、下2段分

面上から土器・木製品とともに万年通宝・神功開宝各3点を発見した。東のSE272は東西約6m、南北約5m、深さ約4mの掘りかたに井戸枠を組上げたと思われるが枠材は遺存しなかつた。

II—2期〔Ⅳ〕 この時期には4棟の建物が造られた。建物の規模が大きく、また数も増えて、整然と配置されている点が、この期の特色である。SB201はわざのSB200建物と重複した位置にあり、南北に

廊がつき、南側にはさらに孫廊のついた7間×5間（柱間10尺、孫廊梁間13尺）の東西棟の建物、SB206は7間×2間（柱間各10尺）の南北棟の建物、SB293は桁行7間（柱間各約10尺）で、梁間3間（柱間各8尺）の南北棟の建物、SB299は293と東側柱列をそろえ梁間2間

（柱間各10尺）の南北棟の建物で、主要部は調査地域の北にある。

II—3期〔V〕 5棟の建物が造られた時期で、2期にくらべ棟数は増えるが個々の建物の規模は縮少し柱穴は浅くなっている。SB273

は南廂（梁間11尺）のある5間（柱間各9尺）×3間（身舎梁間20尺）の東西棟の建物、SB285は東廂（梁間11尺）のある5間×3間（柱間各約3尺）の南北棟の建物、SB314は5間×2間（柱間各7尺）の東西棟の建物、SB321は7間（柱間各6尺）×2間（柱間各7尺）の東

西棟の建物、SB327は北側柱列をSB314建物とそろえ、南と東に廂のある6間×3間（身舎柱間各8尺、南廂柱間12尺、東廂柱間9尺）の東西棟の建物である。SB327建物の身舎には、西より3間目に扉

がある。この時期には東西2室に仕切られていた

方立柱とみられる2個の小柱穴があつて東西2室に仕切られていたと考えられる。

III期〔VI〕 II—3期の建物群廃絶後に、調査地域全域に土盛りが行

われたらしいが、現在では東部および西端付近に認められるのみである。この土盛にともなつて1

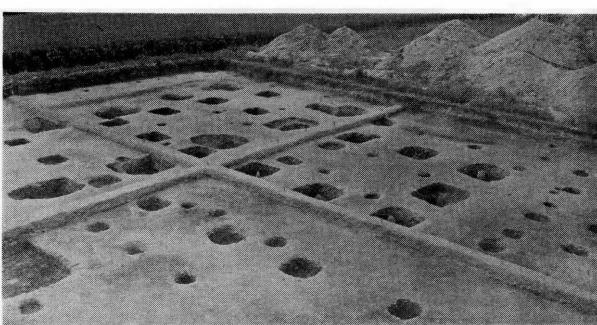
棟の建物と、2条の南北に延びた柵と、南北に東西に走るS D267溝が造営された。SB246は調査地

域の西端の宮城中軸線上にあつて、5間（柱間各7.8尺）×2

間（柱間各4.5尺）の南北棟の建物である。2条の柵SA233

とSA304（いずれも柱間各10尺）の間の

距離は、45.9mを計



第6図 SB327 挖立柱建物

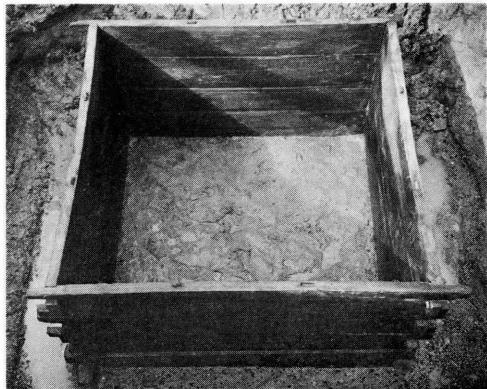
る。この時期に第II期に造営された2ヵ所の井戸が改造されている。SE311では当初の井戸枠を下2段を残して取りはずし、その内側に沈下をふせぐために凝灰岩切石をならべその上に内法約1.9mのやや小さい木枠を方形せいろ組に組みあげたもので、下1段分が残つていて了。

柱材は長さ約2.1m、幅約23cm、厚さ約9cmである。井戸底からは多量の土器・木製品類とともに隆平永宝1枚を検出した。また、SE272は第1次井戸柵を完全に取りはずし、新たに造り直したもので、内法約1.8mの方形せいろ組木柵が4段分遺存していた。上から3段分の柱材

は長さ2.0m、幅63cm、厚さ8cm位であるが、最下段のものは長さ約2.2m、幅約70cm、厚さ約9cmで大きく、古い柱材を再使用したものであ

った。この井戸の底に近い堆積土中からも土器・木製品等とともに承和昌宝1枚が出土した。この井戸内では、木簡断片1点、万年通宝・神功開宝各3枚、木製人形1点で、その他に刀子・錐・横櫛や須恵器・土師器・屋瓦等が出土した。木製人形は全長15.2cm、幅2.4cm、厚さ0.4cmの長方形の板を人形に加工し、墨で眉・目・鼻・口・髭を描き、両眼と心臓部に木釘が打ち込まれている。胴部の両面に墨書き文字があるが判読できない。土師器には「義所」と墨書きのある甕や、蔓製の釣手を有する甕がある。第2次井戸底では、木簡1点、隆平永宝1枚、木製陽物1点のほかに横櫛・曲物の桶・杓子等の木製容器類や合子形の漆器・土馬・綠釉陶器・須恵器・土師器・黒色土器などの土器類、屋瓦類及びモモ・カキの種子などの自然遺物が出土した。

木簡は短冊形のもので、記載内容は明瞭でないが、縫殿寮に属する「御匣殿」や津守氏古系図にあらわれる「津守貞成」などが読みとれる。なお、土師器には人面を描いた皿のほか、墨書きのあるもの数点がある。なお、第5



第7図 SE272井戸

S E272 の第2次井戸枠内からは承和昌宝一枚、柄の完存する鎌と錐各1点のほかに木製容器類、横櫛などが屋瓦・土器類とともに出土した。

S K238 土壙では1点の平織麻布とともに施釉陶器・須恵器・土師器・黒色土器などが多量に出土した。

以上のように、昭和36年度の発掘調査は多くの新事実を明らかにし

たが、特に注目すべきものは、第2次内裏推定地における回廊遺構の存在と官衙地域における第Ⅲ期遺構群の年代決定である。第2次内裏推定地中央南よりには方約230尺の一郭が掘立柱の回廊にかこまれて存することが判明した。この回廊は、平安宮内裏における春興・安福兩殿にいたる回廊や、難波宮跡内裏推定地で発掘された柵列と位置的に類似している。この回廊でかこまれた一郭の性格の解明は、今後の調査に待たねばならないが、内裏内の建物の配置に関する知見をより深めたものといえよう。

今回調査した官衙地域は、さきに第5次調査において出土した木簡から宮内省大膳職の所在地と推定した地区の南半にあたる。今回の調查で S E311 井戸から検出した甕にある墨書銘「美所」は、この地域を宮内省の食料関係の官衙の所在地とする推定をさらに裏付ける。

第Ⅲ期では、第Ⅱ期末に一旦放棄した井戸を改造し、再使用していることが注目される。この改造は、隆平永宝や延暦8年の住吉大社神代記に名を連ねた津守和麿の子の「津守貞成」の名を記した木簡の出土からみて、平安時代初期におこなわれたものと推定される。この井戸の改造を伴つた第Ⅲ期の造営はその土盛り工事などからみて、かなり

大規模なものであつたことがうかがわれる。こゝで想起されるのは、平城上皇の平城還都計画と上皇御所の造営である。今回の調査で平安時代初期における第Ⅲ期造営を確認したことは、文献史料から推定されていた平城上皇に関連する平城宮での造営の一端を遺跡の上で明らかにしたるものである。

なお、第8次調査も本年報編集中には△完了したので、発見遺構の概略を付記しておく。

新しく発見した建物遺構は10棟で、すべて切妻造りであり、廂をもつものは2棟のみである。また、小礎石と掘立柱と混用した2棟をのぞいてほかはすべて掘立柱式のものであった。このほかに、第5・7次調査でその一部を検出していたSB200・SB201・SB212・SB304・SB317は、いずれもその規模が判明し、SB200・SB317は4面廂、SB201は南北2面廂にさらに南に孫廂があることを確認した。この結果、第5・7・8次で完了した官衙地域の一部では計約30棟の建物が検出されたことになる。建物のほかに、柵・溝・土塁がある。柵 SA304と溝 SD126は既調査部分の建長部が検出され、いずれもこの官衙地域を東西・南北に貫通している。土塁跡は調査地域東北隅で発見した幅3mほどのもので、この官衙地域の東限を割する性格をもつ遺構として注意される。

(樋本亀治郎・岡田茂弘)

# 昭和36年度西大寺調査

美術工芸研究室・絵画・彫刻  
建造物研究室・遺跡庭園

今回の西大寺調査は、絵画・彫刻と旧境内地測量を対象とした。絵画調査は南都七大寺総調査の一環として、美術工芸研究室全員が昭和36年8月7日から1週間にわたりて行つたもので、その概要是「西大寺絵画調査目録」と題して公表した。これらのうち資料的価値の高いものをいくつかえらび報告する。彫刻および旧境内地については、昭和30年以来継続の興正苦薩觀尊の研究の一環としておこなつたもので、美術工芸研究室彫刻室が昭和36年9・10月奥院五輪石塔・地蔵菩薩像、大黒天像内納人物を調査し、建造物研究室遺跡庭園室が11月2日より1週間にわたりて西大寺およびその周辺の地形測量を行い、縮尺五百分の一の実測図を作製した。この結果、伝称徳天皇御山荘の地に設けられた庭園を明らかにすることができたので併せて報告する。

## 西大寺絵画の一斑

### 南都七大寺総調査報告 (1)

西大寺は南都七大寺の一つで、今日でこそ法隆寺、東大寺等に比すればその堂宇の荒廃は著しく、創建当初の遺品は殆んど失われ往時を偲ぶよすがもないが、その変化に富む寺史は注目に値しよう。すな

わち、西大寺造営の發端が四天王像造立にあつたり、伽藍造営工事の

昭和36年度西大寺調査

支障とか、あるいは庶民と密接な関連にたつて鎌倉期の再興に主導的な役割を果した観音の活動など、西大寺独自の史的展開を指摘できる。そういふた西大寺のもつ特色を明確にしてよう意図して行つた調査が、觀尊を中心とする資料の総合調査(昭和30年)であり、その資料を収録した成果が「西大寺觀尊伝記集解」(昭和31年既刊)であった。今回の調査は絵画(大半は仏教系統のもの)のみに限つて行つたものである。

西大寺の絵画といえば、平安前期とされている「十二天画像」がとりわけ著名で、その他は文殊菩薩画像(重文)両界曼荼羅図、尊勝曼荼羅図、五大虚空藏図などの数点が紹介されているにすぎず、その他は調査の機会にすら恵まれない状況であった。まして損傷、剥落の著しいものは一括して宝蔵の片隅にまとめてもらっていたり、日頃使用しない仏画類はなかなか見出しにくい有様で、その整理状態は混沌としていたといえよう。もちろん、目録もないため、先づ「絵画目録」作成を第一目的として調査に着手した。このような調査は私達の研究に裨益するのはいうまでもないが、寺院側にとつてもまことに便利なこと違いない。

総数35点、ふすま、屏風、衝立も加えるなら89点余、一つ一つについて実測調査、写真撮影を行つたが、全般についでは「西大寺絵画調

「査目録」を参照されれば幸甚である。こゝでは、前述の意味における作品をとりあげて、それらの一斑を窺うことにしてよう。

尊勝曼荼羅図 1幅 紹本著色

南北朝時代 縦2尺9寸4分 橫1尺2寸8分

画幅中央部に一大円輪をおき、その上方左右には飛雲にのる三首陀会天を配し、下方には三角印中の不動明王と半月輪中に降三世明王を位置せしめる図様である。この図様には弥勒曼荼羅と尊勝曼荼羅の2種が知られているが、両者の大きな相違点は円輪中の主尊が弥勒菩薩であるか、大日如来であるかによつている。画面の刹落によつて明瞭をかくが、本図の中尊は金剛界大日如来の印相たる智拳印を結印していると推定されるため尊勝曼荼羅とすべきであろう。表裏は殆んど欠失し、全面的に刹落ひどく当初の趣きを損じて惜まれるが、南北朝の製作と考えられる。

尚、鎌倉中期頃の製作と思われる尊勝曼荼羅図がいま一幅ある。

十六善神図 1幅 紹本著色

鎌倉時代 縦5尺7寸7分 橫4尺4寸1分

古來、仁王会、維摩会、法華会、薬師会とならんと著名な法会の一につに大般若会があつたことは史実に明白である。早くは、文武天皇大宝3年(703)にその記事をみ、その後も天平7年(735)5月24日、神護景雲元年(767)10月23日に大般若に關する記録はみられるが、いづれも広義の「消除災害、安寧國家」を祈請して大般若經を転説、講讚もしくは書写する場合が殆んどであり、どのよだな形式で大般若会が修されたかは明確には判明しない。現在、「十六善神像」といえば中尊が「釈迦」であつても、「般若」であつても、一様に大般若に結びつけて考えられているが古いところでは必ずしもそればかりではなかつ

第1図 尊勝曼荼羅図

第2図 十六善神図

たと推測される。

西大寺の大般若会には現在本図を用いている。画幅の中央に釈迦を出し、その周囲には十六善神、普賢、文殊、玄奘、深沙神等が配される通形のものである。全面的に補筆、補色があるが、中尊は格調高く古様をふんで画風の端嚴さは失われず、鎌倉中期の作と推定される。その頃、西大寺においては叡尊の活動期であり、両者の関連を考えてみるのも故なしとはされない。

寛元3年（1245）叡尊は住吉社神宮寺で請教を発願して、入宋する覚如の渡海安穩、所願成就を祈請して大般若經一部を転読した。文永元年（1264）には建長7年（1258）以来、仏師慶慶をして造らしめていた文殊菩薩像の御身に「大般若經一部六百卷」を奉納するため六百人の筆師にその書写を勧めしていたが、漸く3年後の文永4年（1267）に問題転読する運びとなり、同年7月に法華經、阿弥陀經などの經典とともに納入した。

また、文永10年（1273）に伊勢大神宮に國家護護を祈つて参拝し、宋本大般若經一部を奉納した。建治元年（1275）には國絵积迦三尊十六善神像が奉納され、7月25日には平岡社で、8月2日住吉社で、同7日には広田社の本宮に参詣して、大般若經を転讀講讀していることが知られる。また、弘安4年（1281）4月には香子山三学院の文殊堂の前で延禪房が施入した大般若經を開題供養し、翌5年10月には大鳥社で「大般若經」が行われるなど、叡尊と大般若の関連は蒙古襲来という国難も介在して極めて密接であった。

したがつて、西大寺において、本図を年一度の大般若会にしか使用

せざ、常に秘仏として公開しなかつた理由の一つに叡尊の存在を予測できるものではあるまいか。本図の製作年代は叡尊の頃とみられるし、「感身学正記」によれば大般若は前述の如く叡尊によつて幾度も厳修せられた法会であることから、本図を叡尊に結びつけて考へても差支えあるまい。尚、背面に墨書きがある。

古箱之内書付日

奉修補十六善神弘法大師五筆

奉加

寺中僧衆并齊戒衆同行者全新座

本座等奈良餅飯殿善五郎菅原又成

同近鄉衆等

法華寺尼衆等同在所中興福院後室

各々息賢延命增長福寿祈處也

慶長四己亥年十二月十三日願主玄寿

重奉修補

元禄八亥年發願 宝永五戊子年至八月上旬

修覆華重開眼押熊

願主一之室密亮  
清淨院 尊榮

同西大寺芝村 庄屋

山本平右衛門

表具師 奈良重間市

吉左衛門

第3図 竜王曼荼羅図

竜王曼荼羅図 1幅 絹本著色

室町時代 縦3尺5寸 横7寸5分

外題の墨書き「竜穴神 章三ヶ八幡山」によれば、いつのころからか、いかなる意義内容をもつものであるか判然とせず、西大寺においても他に類例がない。画綱は荒く、弘法大師図上の三點杵も極めて簡略で室町後期の作であることは容易に理解されよう。上下の画綱は同一ではないし、

図様構成の異色ぶりと併せて今後の研究課題としても興味深い。

図迦三尊十六羅漢図 1幅 絹本著色

第4図 図迦三尊十六羅漢図

室町時代 縦2尺8寸2分 横1尺3寸3分

四百点近くの作品のうち、江戸は除いて製作年代の明瞭なものは後述の「弁才天」と本図のみであった。図版では明確ではないが、中央部に描かれている羅漢の持つ経巻の中に「応永十六年八月三日比丘実雅」と年記がみられる。応永16年といえば15世紀の初頭であり、本図の作風とも一致するから製作年代とみて誤りではあるまい。絵画的に特に秀れている作品ではないが、資料的に注目すべき作品である。

弁才天像 1点 板着色

南北朝時代 縦1尺5寸1分 横9寸9分

弁才天はわが国でもかなり早くからみられる尊像であるが、後世その尊格に世俗信仰的なものが濃厚に加わって、その実態は一層混乱し理解を防げている。そんな意味で本図存在のは重要であろう。刹落のため図様は明らかではないが、中尊は左右に童子を従えて坐す多臂の弁才天である。その童子の面貌には童顔らしい微笑さがあり、筆者の熟達ぶりを察知できて興味を引く。

第5図 像 天 才 弁

左右の上下  
に針穴があ  
るから、ど  
こかに打ち  
つけたと思われ

。その背面には「西大寺弁才天也  
四月十一日」の刻銘がある。

西大寺の絵画にみられる一つの特色は祖師の画像が数多くあることであらう。今回の調査ではじめて判明した秀れた祖師画像の一つは、

興正菩薩画像 1幅 紹本著色

鎌倉時代 縦3尺2寸2分 横1尺2寸9分

西大寺中興と仰がれる興正菩薩觀尊の画像が当寺に数多く残されていることは別に不思議はないし、他处にも觀尊画像は数多く伝えられている。しかし、大部分は年代的に若い作品が多いが、この画像は鎌倉時代の作品とみられるもので、觀尊画像としては最古のものではあるまい。描線は強く色彩も美しい。

曲象の覆被や卓被の文様は殊に克明に美しい色彩で描かれているが、惜しいことには保存悪く、全面の折れ甚しく画面の缺失さえみられる。

大和州平群郡

神南郷總持寺

常住

観応二年(辛卯)七月日

修補之同月寅五月日

壬午寛延四年(辛未)暦

後六月吉日

第6図 興正菩薩画像

と幅の裏面に墨書きがあり、それによつて南北朝と江戸期に修補されたことがしられる。

大智律師画像 1幅 紹本著色

鎌倉時代 縦4尺5寸8分 横1尺8寸

大智律師は字は湛然、湛如ともい、宋の慶曆8年に生れ、錢唐祥符寺慧鑑律師について学んだが、常に布衣を着し、錫を杖づき鉢をして乞食し、歎に仏戒を持したといわれている。宋政和6年に寂し紹興11年大智律師をおくられた。

この画像は常に布衣を着し、錫を杖づき鉢を持つての姿を描いたものであるが、肉線は下に朱線を引き上を淡墨で描く。顔面はまことに柔和に描かれているが、その描線は力強く鋭いし衣紋のやゝ太目の描線にもむだが見られない。製作は鎌倉末期と考えられるが、優秀なる作品とみられよう。画面向つて左上部に補綱があり錫杖の上部は後描きであるほか補筆もみられない。

第7図 大智律師画像

文安四年丁卯七月日 修鑿（以下4字不明）の墨書きが軸のすぐ上に透し読まれる。所々にいたみはあるがわりと保存もよく貴重なる資料である。

その他、損傷の甚しい鎌倉期の作と思われる弘法大師画像や、南北朝の作とみられる南山大師画像は数ある祖師画像の中でも優作とみられるよう。

極めて注目すべき作品と見られるものに仁王会本尊画像がある。古来、仁王会は鎮護國家を目的とする修法であり、早くからしばしば修された法会であるが、その本尊は遺品多く、例えば五大力吼、五大明王、仁王經曼荼羅等が挙げられる。しかし、この西大寺仁王会本尊はそれらのものと異なる尊形で描かれ、本尊として且つまた画像としては唯一の遺品ではあるまい。

さらに、中世以降における西大寺の信仰形態を窺う史料的画像が数多く残されているが、その主なるものは荒神画像、弁財天画像、挖損尼天画像等で室町から江戸期にわたって製作されている。それらの数が全数の約4分の1を占めるのはまことに興味ある現象といわねばならまい。

（守田公夫・清野智海）

## 彫刻の調査

西大寺奥院には、釈尊の墓所と伝えられる五輪石塔と、その傍に荒れはてた地蔵堂がある。これらは昨年度もその一応の調査をしたが、本年度もまたこの五輪石塔と地蔵堂の本尊の地蔵菩薩像とを研究の対

象にした。この中で、五輪石塔は釈尊上人遷化之記の拾取遺骨事の条に「(正応3年8月25日)五旬以後、埋(納骨宝瓶)荼毘所之底、其上可起立一丈一尺五輪石塔之由、評定畢」とあつて、これが釈尊の遺骨を葬つたものとして間違いないものであり、また五輪塔としてひじょうに大きく立派なものであるから、これをその周辺をも含めてかなり詳しく実測したわけである。また地蔵堂の本尊の地蔵菩薩像は釈尊などよりかなり後年の室町時代のものであるが、この像には永正11年(1514)に仏師明琳房仙算がこれを造つたとの銘があるのと共に、この像内にかなり多くの納入物をもつていて、これ等によつてこの真言律宗系の造像の有様がよくわかるものであるから、これも敢て研究に

第8図 西大寺奥院五輪石塔

等の珍しい納入物があつて、鎌倉中期頃における大黒天信仰の有様を明らかにしているのは注意しなければならない。

(小林 剛・長谷川誠)

### 旧西大寺境内の地形と水系

奥院から北北西に向い約200mのところ、伏見中学校の北側に海拔84～92m前後の台地が残つてゐる。その台地に介在して、東南方から北西方に向つて喰い込んだ渓流状の地形があり、その西北隅一帯は、堤防状の道路で堰き止められた水が溜り、當時海拔高85mほどの水位を保つ溜池となつてい

る。(第10・11図)

この池は幅18m長径55mあり、その中央よりかなり西方に寄つて中島がある。

とりあげた次第である。

またこの同じ西大寺の大黒天像も昨年の年報にもちよつと述べたように、この寺の淨厨に祀るために叡尊が建治2年(1276)に仏師善春に命じて造らせたものであるが、なおこの像内に

- 大黒天半跏倚像(円筒形曲物容器入) 1軀
- 弁財天懸仏(円盤形曲物容器入) 1面
- 木造五輪塔 1基
- 版本法華經八卷 4冊
- 版本大般若經理趣分(建長7年歎) 1冊
- 各種種子図像類 1巻

第9図 大黒天半跏倚像(像内納入)

第10図 伝称徳天皇御山荘跡

最初実測に入った昨年11月2日と10日に測定した時にはその水位は海抜高85mで、中島の東南方向を除き、一見陸つづきとなっていたが、それでも対岸から中島に渡ろうとすると、干上つているはずの地面が頗る泥深く、忽ち靴を没する有様で、旧池底がかなり低く、長年の間に土砂、塵芥などの堆積、下水の注入等によつて池水が汚損しているが、

この池跡の北西隅は、昔の湧泉のあった跡と推定されるし、今日では昔ほど顯著ではないが、池底から依然としてなお少しづつの湧水があり、それが溜つて池をなしているものらしく、道路を兼ねた堤壠の下方の導水路から、依然相当量の水が東南方に流れ出し、道路の東側の

第11図 伝称徳天皇御山莊跡附近地形実測図

西大寺藏古図による  
と元は中島に弁才天  
を奉祀した清冽な園  
池であつたようであ  
る。

更に池の岸の状態

を観察すると、池の  
短径の両岸は急峻で  
あるに対し、長径の  
北西隅は比較的緩や  
かで、その勾配は平  
均4分の1（上方は  
比較的急で3分の1、  
下方は緩傾斜で6分  
の1）である。附近  
一帯の地形を概観す  
ると、北西に高く、

東南に低く傾いてい  
るところから察して、

第12図 西大寺古図A（西大寺藏部分）

低い水田の灌漑用水として注ぎ込み、更に東南方に向つて移動しつけているのである。

さてここで西大寺藏伽藍古図を参考にして考察して見ると、そのうち3枚をA・B・Cとする。それぞれAには「本願天皇御山莊跡」

(第12図) Bには「本願天皇御殿」(元禄11年) Cには「本願天皇御山莊」(元禄11年)と書込まれてゐる場所の、Aではその北側の所、B及びC

ではその南方に、池の姿を描いてゐる。その一つAでは、池の北に弁才天及池の西際に近く本願神社の文字が、建物の輪かくと共に書込まれており、Bでは南北に反橋、Cは池中島に小祠(おそらく弁才天である)を描いてゐる。今日の状態だけから見て、どの図面が最も信用できるかということは言えないので、この池を中心として、西大寺本願の称徳天皇御山莊宮殿があつたことだけは信頼してよいと考える。

西大寺旧境内の地形調査はまだ完全に終つたわけではない。今後調査すべき個所は、称徳天皇御山莊の四至、北及び西京極門跡、及び神護景雲元年3月曲水宴の行わられた法院と、同年9月に行われた島院のあとなどである。

それらはこの園池をとりまく丘陵地形とどういう関係にあるのか。この園池に源を発した水流とどういう関係にあるかが興味ある問題であろう。現在この水流は溝渠によつて導かれ、西大寺本坊の北背後を真東に向つて流れ、その末は近鉄西大寺駅車庫附近に於て秋篠川に流れ込んでいるのであるが、一方東院の南下方には鈎物師池があり、本坊客殿北背後の園池、客殿から見て築地塀をへだてた南側(八角西塔

の北側、竜池院跡の北側)の小池、東塔の南方にある觀音池、四王堂前面の池(百万柳の傍)などは、何れも伏流によつて連絡しており同一水系に属するものであろう。

(森 錦・牛川 喜幸)

前面の池(百万柳の傍)

### (1)

奥院地蔵堂本尊地蔵菩薩像は移されて収蔵庫に安置されてゐる。また釈尊五輪塔を中心に、東側に四基、西側(墓地中)に3基何れも優秀な五輪塔が残つてゐる。

(2) これと同じような地形は、西の京唐招提寺本坊(元湯屋坊・藏松院)の北池庭附近一帯にもある。そしてその山麓池辺及び池底から、今日でも小量の湧泉が見られる。おそらく水源を涵養していた背後の山林がもつと繁つてゐた昔は、もつと豊富な湧泉があつたと推測される。但し現在昔の湧泉地帯は、自衛隊員の宿舎群から放流する下水道の導水管が敷設されており、汚水が直接池中に注ぎ込んでいて、まことに不潔である。

(3) 古図A西大寺藏(画面3ヶ所に「正和五年云々」の書込みがある。室町時代を降るものではないようである。

(4) 古図B西大寺藏西大寺伽藍圖堅3尺6寸3分、横4尺4寸7分、

画面左側に「元禄十一撰桂月殿且以宝龜十一年十二月廿九日繪圖流記謹模写之者也」と書かれてゐる。

(註5) 古図C西大寺藏西大寺古伽藍敷地并現存堂舍坊院図、画面左下方に「元禄十一曆八月吉日依弘安三年歲次庚辰古伽藍敷地之圖画現在荒廢之跡者也」と書かれている。

# 唐招提寺総合調査概要

美術工芸研究室・工芸  
歴史研究室・古文書

前年度に引き続き各研究所の参加のもとに、昭和36年8月28日より1週間、唐招提寺の総合調査を行つた。美術工芸研究室は講堂安置の仏像および寺蔵工芸品、歴史研究室は聖教類、建造物研究室は講堂の調査に当つた。今回はこのうち紙裁文と別尊雑記をとりあげ報告する。

## 一、唐招提寺の紙裁文

裁文といふのは切りとつた文様といふ意味であろう。材質が何んであつても、文様にするため切りとつたものであるため、材質が金銅であれば金銅裁文、紙であれば紙裁文といつてゐる。正倉院に伝えられ

を花勝と称したと伝えられている。もともと、これは楚の習俗とされ、それが唐代に伝わり、さらにわが国へ伝えられたとされている。この作品はあまりにも有名なもので説明の要はないが、中央の子供と小動物の尾部と樹木は線絵の残片、周縁は金箔を置いた紙裁文で、五弁花の唐草文様と櫻文様を切り透す。そして幅をもつ葉形の部には黄緑濃淡の羅4枚を裏面から暈綱風に貼り重ねたもので、まことに雅味あふるもので、なるほど贍答用かどうなづけよう。

紙裁文といえば、この人勝残闕雑帳にみられるだけと考えられたが、唐招提寺に断片ではあるが、紙裁文と考えられるものが八点伝えられていた。

去る昭和31年から当寺の宝蔵解体修理が行われたが、その際、天井裏から奈良時代の染織品と共に発見されたものである。長い年月塵埃を纏めていたため、ひどく汚れてみられるが紙裁文に相異ない。切り透されている文様も、青海波文様(写真1)、亀甲花文様(写真2)、石畳異文様(写真3)の3種のものがまとまつた形が残つてゐる。他の断片はいづれもこの3種類の両端に統くもののように推定されるが、あるいはまた、これらと文様を異にするものの断片かもしれない。いわ

たもので、その人物の形につくつたものを人勝、花卉などの形のもの

ねばならない。

では、唐招提寺紙裁文は時代は何時頃のものか、また、その使用目的はなんであつたか。

奈良時代の染織品とともに発見されたからといつて、ただちに奈良時代とは云えないだろう。奈良時代の写経紙など数多く比較して紙質による年代決定を調査していた時、正倉院においても紙の学術調査が行われていた。この調査団は寿岳文章博士、上村六郎博士、大沢忍博士、町田誠之博士であるが、紙質の確認を得るため調査団に依頼し、諸博士の応援を願つた。

その調査の結果は、この紙はためすぎと呼ばれる紙漉法で製紙されたもので、この方法は奈良朝において最も盛んに行われた紙漉法で、この製紙法の下限は平安初期を降らしとの意見であった。

したがつて、この紙裁文は製作地は別として奈良朝の作品とみるべきであるといふ見解が一致したのである。

文様構成からみよう。青海波文様、亀甲文様、石畳異文様などは奈良朝においてよくみられる文様であるが、対角線をとり片面に亀甲文

様、片面に花文様を置く構成は非常に珍らしい。このような文様構成は奈良朝の工芸作品の遺品にその類例が求めにくいため、この作品は

奈良時代の作ではないと考えられがちであろう。しかし、前述の人勝残闕雜帳にみられる紙裁文の文様は、対角線ではないが3分の1面を櫻文様にし、3分の2面に花唐草文様を出しているもので、一つの短形あるいは長方形内に二つの異なる文様を表現する構成は奈良朝に於てはすでに存在していた。使用の目的により、より美的に、より効果

的に表示するため、3分の1面を区切る線が対角線にもなりうる可能性は容易に考えられる。したがつて、唐招提寺裁文は奈良時代の作品とみても差支えないものであろう。

では、どんな用途をもつたものであつたか。正倉院の人勝残闕雜帳から推測すれば、あるいは同じく正月7日に贈答した類とも考えられるが、断片であり、記録も求められない以上、決定しがたい。これらの作品からは贈答用以外の用途を感じさせる要素が濃くみられる。石畳異文様裁文の下端は四弁花の半面を出してまとまり、垂れ下る装飾品の使命を果していようとみられよう。亀甲花文様裁文にもそれが端に缺損してはいるがみられるし、おそらく、青海波文様裁文の端にも付いていたと推測される。とすれば何か垂れ下る装飾品に使用されたものではあるまい。

断片(写真4)をみると、縁に左右2ヶ所に針穴がみられる。これはこの裁文を固定するためにつけられた穴でなく、この紙裁文を芯として両面から薄い織物をあて、それを縫いとめた針穴であろう。この場合、薄い織物は当然羅と考えられる。

この裁文を固定するためにつけられた穴でなく、この紙裁文を芯と

して両面から薄い織物をあて、それを縫いとめた針穴であろう。この場合、薄い織物は当然羅と考えられる。

亀甲花文様裁文の花文様を仔細に観察すると、まことに精巧なもので、透彫りしない花には花弁を表現するため一枚、一枚に切り込みを行つていて、たんに刀を入れた切り込みでなく、花弁を立体的に表現せんと苦心がみられる切り込みである。この裁文を手にして透して覗ると花弁が浮き上つて見事な立体感を示す。奈良時代の工芸作品に見られる透視感覚の美的表現作風がこれらの裁文にもみられるが、これは時代性を明示する一つの特色ともなろう。

これらの紙裁文を芯として羅を貼つた原形を想像し、幡手の如き垂れ下る装飾品に使用されたものではあるまいか、と推測はされる。中国製であるか、わが国で作られたものか、中国製であるとすれば鑑真持來のものであるかもしない。

唐招提寺裁文に関しては数多くの研究すべき事項が残されているが、その解明には今少しの時間をもつ、後日にその発表をゆずりたい。

(守田公夫)

(3) 吉祥天  
文永七年六月廿五日一交了  
文永七年六月九日一交了

頼賢

正安元年一月十四日賜西西松橋殿御本

書寫了

頼賢

求法資最珠

(4) 金剛童子  
御本云文永七年六月九日交了

頼賢

永仁六年十二月十七日賜西西松橋殿御本

書寫了

求法資最珠

卷子本、墨界線、朱墨、朱書または墨書の送假名等があ  
る。

	タテ	全長	紙数	料紙	表紙
(1) 薬師	29.7 cm	735.5 cm	16枚	白斐紙	白楮紙
(2) 転法輪菩薩	28.9 cm	919.0 cm	23枚	白楮紙	薄茶楮紙
(3) 吉祥天	29.2 cm	633.0 cm	17枚	白楮紙	薄茶楮紙
(4) 金剛童子	28.8 cm	499.0 cm	12枚	白楮紙	薄茶楮紙
(奥書)					
(1) 薬師					
(2) 転法輪菩薩					
(3) 吉祥天					
(4) 金剛童子					

唐招提寺に現存するのはこの4巻のみである。「薬師」は奥書きながら、又「転法輪菩薩」以下の3巻とは体裁および書風を異にしており、本来別系統に属するものが混入したのではないかと考えられる。「転法輪菩薩」以下3巻には永仁6年(1298)、正安元年(1299)書写的奥書きがあるが、書風紙質から考えて、これは写本奥書きではなく、この時のものと見られる。又「薬師」も鎌倉時代中期ないし末期の写本と推定される。

「輪法輪菩薩」以下3巻の奥書きには頼賢、最珠の名が見えているが、二人は共に醍醐寺僧である。両者の間にはいかなる関係があつたのであるか。頼賢は意教上人といい、醍醐寺座主となつた成賢の弟子である。<sup>(註1)</sup> 最珠は松橋流の法脈に属し、その血脉は全賢、淨真、真儷、俊譽—最珠である。<sup>(註2)</sup> 真儷は淨真的弟子であつたが、不遂儀式灌頂之間、

御本云文永七年七月一日一交了  
永仁七年正月十六日賜西西松橋殿御本  
書寫了

頼賢

求法資最珠

遇意教上人受<sup>アサヒ</sup>了<sup>(サシ)</sup>と<sup>アリ</sup>、頼賢の法流をも受けている。これによつても明かなように、頼賢と真倣およびその後の俊蕃との間には密接な関係があつたことがうかがわれる。こうして頼賢書写の別尊雑記

は真倣または俊蕃に伝えられ、その法脈を受けた最珠が、この頼賢書写本（またはその写し）を写す機会を与えられたものであろう。

なお永仁<sup>6</sup>年、正安元年頃の松橋殿とは誰のことであるうか。真倣

は文永<sup>8</sup>年（1271）12月14日松橋（醍醐無量寿院）堂舎資財その他を俊蕃に譲つて<sup>(註4)</sup>いる。その後これらは俊蕃から公紹に譲られ、更に正和<sup>3</sup>年（1314）閏3月21日公紹から空雄に伝えられた<sup>(註5)</sup>。俊蕃から公紹に伝えられた時は明かでないが、唐招寺藏「伝法灌頂条々雜事」の奥書には

正安三<sup>一一一</sup>一八日賜酉西松橋殿田中坊師

阿闍梨御房御本書写引

求法資最珠

となり、この時には最珠の師がなお松橋殿にいたのであるから、別尊雑記奥書の「松橋殿」は当然俊蕃を指すものと考える。

仁和寺現存の別尊雑記57卷は後補11卷を除き心覓鈔本<sup>(註6)</sup>と云われている。唐招提寺に現存する4卷はいづれも仁和寺に心覓鈔本が残つておらず、最古の本とは言い得ない。しかし別尊雑記の古写本は類例も少く、特に書写の年紀が明かであり、別尊雑記研究上重要な資料を加えることが出来た。

今回の唐招提寺の聖教類の調査は、390点におよび、大部分は鎌倉時代から室町時代にかけてのものである。聖教類の数量は極めて多く、

調査の完了をみるにいたらなかつた。後日に期したい。  
(田中稔)

註

(1) 野沢血脉集卷第2（真言宗全書 39-p.375）

(2) 唐招提寺所蔵「松橋相承次第」

(3) 野沢血脉集卷第2（同39-p.368）

(4) 大日本古文書 醍醐寺<sup>アマメニ</sup>書<sup>ス</sup>2-288-7 文永8年12月14日權大

僧都真倣議状案

(5) 同前、288-8 正和3年閏3月21日權僧正公紹議状案

# 西寺跡発掘調査概要

建造物研究室・建築  
歴史研究室・考古

## 一

桓武天皇が平安京を造成された時に、九条大路に接し、朱雀大路を中心にして東西の二寺を造立され、のち東寺が弘法大師に付せられ、真言宗の中で重きをなし、今に至るも法燈を伝えていることは、いまさらうに及ばない。それに対し、西寺は、東寺と同規模で築造され、金堂講堂を中心にして、南大門・中門・回廊・塔等が造成され、三面僧房もあり、また食堂もあつたかと思われていて、けれど東寺に較べて、すべて早く廃滅に帰し、わずかに地名として「こんどう」と呼ばれている土壇があり、その位置は東寺では講堂にあたる跡で、近年にいたるまで知られていた西寺の唯一の遺跡であった。<sup>(註1)</sup>

ところでこのあたりが京都市に編入され、市区が定められ道路がつけられた時、昭和8年に講堂の北、東寄りに寺跡の一部を占めて祀られている兼達禰荷社の北方で、南北12尺3寸の間隔をおいて礎石2個が発見された。当時はこれを伽藍の南北中心線に近く東寺西門通り（九条坊門）に近いので、おそらくは北門跡であるかと推定された。<sup>(註2)</sup> それよりさき、大正10年3月3日に講堂跡を含むあたり一帯が史蹟に指定され、この地域が児童公園になり、その南に唐橋小学校（もとは七条第二小学校と呼んだ）が建設された。学校の北校舎造成の時に縁

袖瓦が多數に発見され、軒丸・軒平瓦の完形に近いものは学校に保存、京都国立博物館に寄託された。おそらくは金堂跡のものかと思われる。ところが昭和35年夏、児童公園の東部に防火貯水槽をかねたプール建設の計画があり、その位置を史蹟指定地域外にるようにと指示された。プール建設工事中、南北1線上に径80cmをこえる礎石が2個発見されたので、工事を一時停止し、その礎石を含む遺跡の調査を京都府教育文化財保護課は当研究所に委嘱した。研究所は「平安時代の仏教建築」をテーマに研究している杉山技官を発掘責任者として建築・考古両室員で、同年6月18日から8日間にわたり調査を行い、後述のようにその遺跡が東僧房の一部であることをあきらかにした。

昭和36年9月、児童公園北の、伽藍中心線に近い民有地でまだ畑のまゝである所に礎石のあることが浄土宗西寺住職朱雀専菴氏によつて注意され、唐橋小学校長城金治郎氏を通じて、当研究所に連絡されて來たので、杉山技官はそれを調査、文化財保護課に報告した。同課ではその地点を調査する企劃をたて、再び、これを当研究所に委嘱し、研究所は前回と同様杉山技官の研究としたが、発掘期間が平城宮第8次調査と重なつたため、専ら同技官が事に當つた。調査は昭和37年2月19日から22日間にわたり、食堂とその前（南）にある八脚門・廊の

夫々の一部  
を発掘して、  
その地点が  
食堂院であ  
ることを明  
らかにした  
のである。

これらの  
結果、西寺  
については  
こゝ兩三年  
の間に、未  
きくはなかつた  
ようであるが花  
崗岩で作られた  
ものが抜き取ら  
れた状態であら  
われた。もつと  
もブール範囲内

礎石は方約60 cmの凝灰岩から成るもので、表面は削りとられてよくわ  
からず、漸く底に近い部分、もしくは抜き取られた時、こわされて底  
上に痕跡をこしてゐる程度で現われた。第3・4列目のものは、第  
1列のもの程大

きくはなかつた  
ようであるが花  
崗岩で作られた  
ものが抜き取ら  
れた状態であら  
われた。もつと  
もブール範囲内

では南の斜半分  
がすぐ砂利層で  
あらわれ、また、  
児童公園として  
の施設で攪乱さ  
れこわされてい  
たので、実際は  
よくわからなか  
つたから、通  
りおいた北側で  
上述のこととをた  
しかめておいた。

第1図 西寺周辺図 (太)

跡を中心にして東には東僧房、北には食堂院のあることを明らかにして  
その知見をひろめるに至つた。

東僧房の桁行総長を限定するまではいたらなかつたが、一間は2.5  
(この營造尺は現尺に近い)で、梁間は11+14+11尺とかぞえられ、  
梁間には礎石が4列あつことになる。そのうち西より第1列は花崗  
岩で、径80 cmの円形剥出しの上、中心に径15 cmの円形枘を造り出した  
もので、ブールの地均しに発見された礎石というのはこれに當る。現  
状は一方に傾けてあつた。おそらくは耕地であつた時、耕作に邪魔にな  
るので、一方を掘り低めたたものと思われる。第2列(入側柱)の

第2図 西寺東僧房

それと共に、この建物の基壇がどのように作られたものかを知るために、西邊で断面をとつたが、たしかに仕事と思われるものは出なかつたので、極めて低いものが削られて跡すら残していないと予想した。この遺跡では礎石に花崗岩と凝灰岩とが混用してある点に注意すべきものがあると思うが、その理由は、この発掘だけではわからない。

## 三

食堂院のうち、南門とそれにとりつく廊は、西半の一部があらわれ

たのみで、全容

は民家もしくは

道路に阻まれた

ため発掘は不可

能であつた。そ

れにせよ、門は

中央間14尺、端

の間6尺、梁間

は二間で、それぞ

れ6尺であると

推定出来た。こ

の門の桁行中心

線が伽藍の中心

線と一致してい

ると考えられ、

こゝに伽藍の中

第3図 食堂南門および回廊

第4図 回廊 磂石

心線を得る一つの端緒を得たということは今さら改めていう必要はないからう。この間の梁間中心柱を中にはさんで、単廊梁間<sup>5</sup>12尺のものがとりついでいて、桁行にはそれぞれ一間が10尺であることがわかつた。昭和36年9月に見た礎石といふのは、この単廊の南列の2個であつて、掘り出した礎石のうち、完形品は円形の割り出しのあつたものがあり、これには据えられたまゝのものが見られ、全く動いていない様子にあつたので、基壇上面はのこつていたのであるが、その縁の砌となるものではなく、雨落ちにあたる部分、柱真より約2mの所巾80cm位に礎のばらまかれたような状態であらわれた。この石敷は門と廊の出入に沿うてるので、門にも砌とするようなものはなかつた。門の礎石は全部抜きとられていて、花崗岩の破片をのこしていたが、その形態はよくわからない。また、廊が東や西で折れ曲る地点がどこであるか、それらしい所は民家の下になつてゐるので不明だが、鍵達橋荷の北の道、西北角の本多氏碑の座敷床下にも現存しているのでそこまでつづいてることは明らかで、それは

## 第 5 図 食 堂 全 景

13	+	は	尺	8.5	+	8.5	(	横行は九間
13	+	四	と	8.5	+	8.5	)	一間
13	+	間	梁	13	+	13	+	梁間
13	+	(13)	間	100	+	14	尺	尺
52	尺							

であるという特異な平面を示した。これは東寺食堂が「東宝記」や寛永12年の東寺伽藍図に見られるものと異り、さらに今のものとも異つてゐる。この遺跡では礎石抜取り穴の底が、現在の地表よりわずか30cmであらわることからすれば、礎石の厚さが50-60cm位と考えられるからその分だけは削ぎ切れてしまつたものであろう。その基壇周辺は柱真より約3.2mあたりのところで瓦片が散乱しているため、それも示していると考へたが、基壇そのものが何でつくられたかそこでは瓦片はな  
く、柱真より約3mの所で巾約3mにわたり、凝灰岩の断片や屑が散乱した様で、前面にはそ

第6図 西寺食堂院復原図

の材料による階段が作られていたものと想像した。

前面の回廊は、中庭をつくり、食堂の入側柱をはさんで軒廊としてとりついていた。たゞ西の基壇際では、その痕跡が明確でなく、その南列の位置には井戸が存在していた。ところで、鍊達稻荷の北の道で発見されたという2個の礎石はこの東軒廊のものになると考えられるが、その位置を示す絶対数値がとられていないのでよくわからない。

発見された井戸の全体の深さは現在地表より約2.3mあり上方に軒瓦や塙を用い川石の乱石積で石・瓦片で埋めてあつた。底に近い土には鍊食時代のものと推定出来る土師質の皿が多数発見され、表土に近い所では室町時代のものがあつた。従つてこの井戸の位置が食堂と軒廊などが接する地点であるのと、造立時の塙や軒平瓦が転用されていることから、寺の創立当初からあるのではなく、寺が廢滅したのち、畠となつた時、灌漑用水のために野井戸として掘られたもので、室町時代末には埋められていたと思われる。

遺物として、井戸から出土したものを別にすれば、瓦が多数で、その他土器には完形品はなく破片のみであつたが、土師質・須恵質のもの、

それから緑釉のかかつたものもあつた。瓦のうち緑釉瓦の破片は東廊

房跡では食堂院跡より多く、後者ではわずか2片のみであつた。軒先瓦のうち丸瓦は通じて蓮花文8種14個、平瓦は有心唐草文5種であつて、24個であつた。すべて平安時代初期に属するものである。

講堂跡そのものは発掘していないが、その周辺の東僧房と食堂院とが出たことは、東寺西寺が同規模であつたとすれば、東寺では現在い

#### 註

- (1) 梅原未治「西寺址」〔京都府史蹟名勝天然記念物調査報告書〕第2冊。  
福山敏男「初期天台真言寺院の建築」〔仏教考古学講座〕第3巻
- (2) 川勝政太郎「西寺の礎石」〔歴史と美術〕33号、昭和8年8月
- (3) 福山敏男「六勝寺の位置について」〔上〕〔美術史学昭和18年9月号〕  
に於いて1万分之一の地図によると前提され、平安京計画尺と現曲尺と  
は大体一致すると述べられ、1尺に対し0.996という値を出しておられ

## 維摩会并東寺灌頂記(抄)

本書は廣橋家旧蔵本で、「岩崎文庫和漢書目録」にも載せられており、特に新資料というものでもない。その内容は美術史、建築史に関する興味ある資料を含んでいたが、寡聞にしてこれを利用した研究のることを知らない。そこで紙数の関係から特に重要なと思われる養和元年10月の部分のみを選んで、ここに抄録紹介したい。

本書は日野兼光の日記の維摩会部類記で、巻末には承安元年12月25日の東寺灌頂についての兼光記を合せ抄録している。その筆者は外題にもあるように、兼光の孫で民経記の作者たる広橋經光と考えられる。その体裁は巻子本で、書状の紙背を用いて書かれている。巻首は少々欠けており、現存巻頭の記の年月日は詳かでないが、講師堅義の名から安元2年10月と考えられる。以下治承元年より文治2年に至る毎年および建久元年の各10月の維摩会に関する記事を集めている。この中でも特に養和元年10月の部は記事が詳細で、特に建築・仏像については極めて具体的に記されており、内容的にも興味深いものがある。治承4年12月、平氏の南都焼討により興福寺は大部分が灰燼に帰したが、翌養和元年6月15日、興福寺司が置かれ、復興造営も緒につくことになった。この時造興福寺長官に任せられたのが日野兼光その人である。養和元年10月の記事が特に詳しいのはこうした関係によるものであろう。

本書はお茶の水図書館所蔵「養和元年記」と共に平氏の焼討後の興福寺復興造営を知る上で極めて貴重な史料である。

## (前略)

養和元年十月八日辛亥、參殿下、以權弁被下大會文書  
文書間事等、宣旨聽衆權弁書之、籠札紙内如何、先々挿結縁

敕、頭弁參会、暫談雜事、及晚退下、幡花鬢等以下大

会公具等、臨曉可被送南都云々

九日壬子、依日次不快、曉鐘以前出京、有勞事所用小舟也、  
勅使房未作間事

亥刻許下着勅使房、依未作出、明日可移住之由、修理法橋

桺慶示送、仍借請寺僧小房寄宿、寺家并宿院司、任

例供給、今年當國兵旱兩難之上、造寺宿院之營

無他事之間、每事省略、主典咸言同所召具也、  
備等省略

十日癸丑、早旦以主典咸言、令巡檢食堂以下所々仮屋門  
造等以後初度

亥刻許下着勅使房等、注文在奧、午剋、勅使房鋪設裝束了之由、  
此日大略但未葺瓦、

自寺家告送、仍着衣冠御食、參向、入東御門此日大略但未葺瓦、

如勅使房門等未作、着客第座、就旧跡、立五間四面板葺  
屋一宇、鋪設裝束如前々、仍委不記、午剋許、別當法印

相具納所三人、令渡客房給、威儀師善勝、從儀師教経、  
春経等、先候于弘庇座、次予蓋自北面弘庇方參

已上三文予書之、書樣如常、次披宣旨聽衆書下文、仰注  
俱書載遺寺長官字、書樣如常、次綱所退下、皆采

記 徒弟師令補僧正故障晉 次細所退下 告悉可補闕也 然而  
三座不參聽衆 有其聞事 依可及數剎、兩三人之後、於閑所補之近例也、法印被仰云、  
食堂以下如形出來了、可云希有、金峯山僧都蜂起之由、

必可補其闕之由、被仰綱所、其後令歸給、予下立西庭、今日禮儀、  
別當退出時金、力就事、文井豆曾王官度合刑也、申刑、效爾貞靈、岡所

雨儀  
催遲引之間、無左右參上東帶起、暫徘徊食堂東檐之處、  
食袍  
(班)

余雷頻灑似無便宜、仍入堂中且巡禮、御仏并堂壯嚴幡  
花鬢高座床仏供行香机以下仏具等講堂料、長者殷令

調儲給、而彼堂遲引、仍昨日先被奉渡、每事尽善、不可盡、錦幡飄風、珠蓋瑩露、御仏阿弥陀仏祥定院本仏、賴助奉造

事  
觀音勢至借用往生院、強非聖勝、頗不用心、  
四天禪定院、賴助奉造之、  
堂不慮事、也出來之時、

可用此大等、二寸法。云其内多門天驗給、淨名文珠新造給、今度長者院奉之相好不違云々。

去四日光雅羅臣於長者殿御使下向次第被奉居御仏等此中新仏寺家  
頤宗開眼先例事頤宗開眼永承東金堂例也別當令開眼

御經 殿下新寫 令奉渡給 其外莊嚴一如例年 仍委不  
記、秉燭之後、別當法印、權別當僧都 覺憲、僧都範玄、

法眼雅緣、律師常範、法橋勝註、惠範以下、就上階仮屋、

雨儀 次左右相分參進、衆僧前左有官右下官、依雨儀、經壇上、其後義、口列、乃名之、講而竟事、聞者東大寺已講明正

了退下、及深更、始夕座、天晴月明、夕座儀如常、探題別當法印、精義東大寺理真已講、堅者專寺尋曉、曉鐘以後

事了退下、堅者存例來臨、  
講堂九尊外、金堂簪中銀公、奉籠簾子帳中、奉安

食堂東第三間云々、御前供、大仏供等、試經日料也、康平  
康和等列印比、食堂本ム手手現音、椎皮奉台、

康和等仍如此食堂本仏于手續音雖被奉始未奉終其功之上康平例不奉居食堂本仏仍今

度不忘沙汰 食堂雖半作 此會猶當寺 隨喜之  
淚時雨不休、

別當法印令住一乘院給、如形屋両三字、被造立云  
今日幸範律師來談造寺并大會可被行事等慶、

又上座法橋進慶來、國々庄園会料米遅引之由、所令款語也、

興福寺内維摩会料所作并燒殘堂房舍等

合  
一  
所  
造

食堂一字七間四面、但未張捲、飯糰

講師房 中室跡南端立之

上階馬道代食堂後立之

五間三面仮屋一字

二間仮屋一字代處

喜多院内二間一面堂一字

五間三面房一字

使房本跡立之

已上大法師義註

五間四面仮屋一字

四間仮屋一字

西院内五間三面房二字衆慶心

南政所

瑞瑣房

三間三面房一字恩賜

厅屋一字五間二面本跡立之

松院内五間四面房一字四間三面齋舍一字

維摩会雜役屋等廿五間

已上奪出西金堂齋舍師齋室房也

北政所

二間仮屋等但相違先例可法云々

尊教院五間二面房一字西金堂本跡相合

鐘樓一基

右注進如件、

有官宿房本跡立之

養和元年十月十三日 主典右衛門少志中广咸言

諸門

十一日甲寅、吉野惡僧可乱入国内云々、仍僧綱以下、參進

東御門半作不葺瓦

吉野惡僧事、禪定院群儀云々、申剋始朝座、範玄、勝詮不着座、夕座

東院四足不立屏

禪定院群儀云々、申剋始朝座、範玄、勝詮不着座、夕座

一乘院

皮剋始行、別當法印探題給堅者範慶、一問理真及五

五間二面松皮屋一字

西御門造不築丹  
屏不築丹

參東大寺重、晚鐘事了、堅者來、今日雅緣法眼來、

一私造營

十三日乙卯、早旦參東大寺、奉礼大仏、悲涙震襟、非言之所

松院内六間三面房一字大法師

六間三面二字由著

角院内六間三面房一字隆昌大師

四間三面房一字崇善

及、申剋始朝座、雅緣法眼以下夕座如例、堅者円長分前

參一乘院

開定云々、探題精義如日來、堅者不來、若依他寺之

十三日丙辰、向宗慶房沐浴、朝座種別皆以下事了、參一

參一乘院

於宗慶房沐浴、朝座種別皆以下事了、參一乘院者、東大寺探題法印御房、云表白、云精義、甚以優美也、

雖受貴種、未必兼、材幹雖富才名、未又兼、所仰之天骨、  
伝法院内四間二面房一字覺泉

東洋文庫所藏維摩会并東寺灌頂記抄

誠是法相一点之証也、可貴々々、乘慶聊有表白、

御表白

夫維廣大会者、國家第一之御願、我寺嚴重之勝事也、

余于五百歲、全滿于四十代、

爰去冬、當塔僧房佛像經典、盛為灰燼、聞之者、皆拭

紅淚、況於一寺之諸德兮、見之者、各勞丹心、況於小

僧之微情兮、僅殘經卷、憂情切以不提作、乃適

留章疏モ、落淚深以不鑽仰、然而悅旧風之興行々、

鑽定今日之得略許也、

十四日丁巳、早旦向信宗已講房、令小浴、其次多武峯善範筆

不空窮索一鋪、奉迎之、申剋朝座、法眼雅緣以下、

參会、外座堅者<sup>東大寺</sup>、探題如去夜、一問隆英<sup>已講</sup>、

五重一問、三重三間、三重四間、一重五間、一重到一間、精義

如此之間、鶴鳴事了、<sup>御午</sup>宗一所注送也、

<sup>次郎</sup>冠者、只今所歸來候也、

今度大會、無事被遂行候、偏御一身之冥加之由、令存候、

吉野無為之案、又以為悅、紀伊國追討使下向、相尋早可申

南部之由、度々申助頼之許了、此辺<sup>二</sup>定說不承得候之故也

抑一乘院番論義、勅使座<sup>母屋の東第一間ニ横敷之</sup>

西面也、如然事、一事已上可令隨寺家所為給、不似京都事

候歟、<sup>(空)</sup>僧正御時、存宗礼執盃令獻了、頻不可然之由候し

かとも、勅使房にてハ不可候歟、從御時<sup>ハ</sup>渡勅使房

之時、令退帰給云々、今度<sup>ハ</sup>下立砌下之様<sup>ニ</sup>貰候、

自妻戸も、不出入之様<sup>ニ</sup>貰候也、何様<sup>ニ</sup>も今度

事ハ、以無為可為先歟、

不例人、自昨日為滅、昨今<sup>ハ</sup>殊宜令坐給云々、神妙候、御

上洛在近、帰洛<sup>ハ</sup>令渡給事、不可然、今ハ大乘会以後、心開<sup>ニ</sup>

可令入給、

真如院法眼<sup>遺墨</sup>、敍法印、

以上感可為辭退所職之由、自京今日所注遣候也、其外

別事不候歟、不具謹言、

十月十四日成時

一

十五日戊午、早旦、當講尊來、相具座具等、予出逢会

講師參入事<sup>記</sup>、<sup>積午</sup>一点共事具之參由、參堂別當法印以下數輩參入、

次第如恒、暫律<sup>同</sup>奉<sup>奉</sup>、即催夕座、依無堅義日也、恒例

如<sup>此</sup>、次夕座事了、向試經所、其儀如承德中右記儀、但食堂

前當東第二間前庭、立三丈帳一字<sup>柱</sup>、其內東西立

屏風敷弘延、其上敷高麗帖、一如金堂前庭、前西南二面

引二色幔、其後法印令着東西座給、予又着西面座、

次試經儀如恒、仍不委記、<sup>記</sup>試師打磬、先々綱所可打之由、

五師下知太不当事也、入夜番論義事相具了、可參向之由、以中綱被示遣、仍着束帶參向共侍<sup>〔</sup>源松前行并役同以<sup>前</sup>行<sup>〕</sup>

出勅使房門、西行入自一乘院南門<sup>新造</sup>北行昇于午廊

南庇<sup>〔</sup>西面<sup>〕</sup>、西面階入南面戶、北行着南面座小揖、

北第一間戸前母<sup>北</sup>、南面敷高麗帖一枚、并円座、為弁  
座、其前居饋如例、同第二間、西面敷座為別當以下僧綱

已講座、同第五間西寶子構仮床、為有官別當座、南弘

庇敷論匠座北面 上、各居饋庭上、擎篝火、寺

職掌等着褐衣冠、奉仕之、聽聞頭裹濟々焉、但比

先例十一也、

先是権別當僧都算憲、範玄、法眼雅緣、口講乘慶

等、着座論匠、又然、次別當法印着座給、予聊勤座、僧徒

皆如此、次六位別當着座、次一獻、予雖請口、為恒例可取

家札勸<sup>事</sup>之由、有別當御命、予愍取之、起座奉擬別當、從僧等

二獻別當<sup>事</sup>被送、次第巡流、有官別當別坏、次二獻別當<sup>事</sup>、三獻

予奉擬法印如前、次已講乘慶、立切燈台、置紙筆、

即書結文實、別當法印僧綱次第見下、次乘慶表白

其詞不記之、次召論匠、宜要大法師、嘗尋曉大法師

被奉別當<sup>事</sup>、問者著因應次々、三通問答了、最末僧捧菊枝教化、

次法印、令起座給、予又退下、

今夜奉致家札、於法印之議、皆逐保元年中禪門

被奉別當<sup>事</sup>為勅使、奉致信定法務之例也、雖入佛室大麓之種族、

爭類凡俗哉、其後以使者示賜云、寺僧綱以下、欲申造

釋義長者宣事、寺、早可、被終事、可申入者、早可令申上之由、令參申了、

明年研學堅義事、被下、長者宣、權弁奉行也、予書

請文進之、又下知寺家了、年月以下皆書別當字、

所々御布施等、今日被下遣云々、

新造淨名文珠、予密々奉礼之、相好端嚴、丹青太美、

殆如对真容、尤以珍重、

東洋文庫所藏維摩會并東寺灌頂記抄

予私相語繪師、奉書始三笠山并南円堂形像、為本尊、常為奉禮事、

為太宰寺三笠山<sup>南円堂形像</sup>事、

尊常為奉禮事、

十六日己未、別色之間、仰院別當、令打衆会鐘、日出之後參上、

日出後參上事、於上階代砌、衆僧列參進儀如恒例則當法印、權別當僧都、惠滿法眼

向講師<sup>房</sup>、改讀理真、麥度其後議<sup>事</sup>以如例、仍不委記、行香僧綱舉了、

向供食所<sup>房</sup>、改讀理真、麥度其後予向講師房三拜<sup>房</sup>、氏人盛長、有官別當等相隨、

次向供食所之間、於食堂巽角、別當法印令舉申、明年

細殿舉<sup>事</sup>、改讀理真、麥度講師<sup>房</sup>、改讀理真、麥度稱之細殿舉、次有供食事、其儀細殿旧跡、

立七丈幢一字、為其所、件間議又如例、申勅事了、退下勅使房、

改衣裳、此間憲清寺主為法印、御使來臨、講師付論義二卷、

付後卷、改讀理真、麥度綱所付後卷、三通有官付氏人見參、其後逐電洛、所用

偏舟也、亥剋着鳥羽之間、南海征討使為盛朝臣下向、予

於西川原方避誘令過歟、深更帰宅、予大會勅使

勅仕由、以六ヶ度也、而相逢當舍灰燼之時、雖失面目、

適挑法燈之一点、更達齋席之中興、是又非無小緣乎、

十七日庚申、參殿下、進後卷、被仰云、後卷試經堅義

持院參奏等事、

文可奏聞、氏人見參、可給外記者、僧綱舉、細殿舉、

講師論義等、留御所、其外申條々事、又參旧院、謁通業

并公胤等、懷旧之淚、追時無訖、以當講靜嚴、可補阿弥陀

堂供僧之由、被仰下、其理相當、尤以可然、

(後略)

(田中稔)

## 彫刻の調査と研究経過

美術工芸研究室・彫刻

### 興正菩薩叡尊の研究

この興正菩薩叡尊の研究は、前にも記したように昭和30年以来ずっと続けてやつて、いるものであるが、昭和30年度においては主として叡尊の本拠の西大寺（奈良市西大寺町）、彼の弟子忍子や性海などと関係のある元興寺小塔院（奈良市西新屋町）と、伊賀地方における真言律宗の中心であった天童山無量寿福寺（上野市下神戸）その他を調査した。

（129）項における律僧行然による創建をあまり陽無量寿福寺においては、その鎌倉中期の文永初年

ないが、この像が江戸中期の宝曆7年（1757）にこの神戸地方の森光明真言女人講の人々が中心になつて造られたことが明らかにされるのは、やはりこの頃における真言律宗の一つの在り方を示すものとして、注意をひく。

研究には、まだまだ調べなければならないものがかなり数多く残されているのであるから、今後ともこの研究だけはできるだけ押し進めていきたいと思つて、いる。

### 宝山湛海の研究

宝山湛海が江戸中期に生駒山宝山寺を中心として、

ええが、その頃の専門仏師をはるかにしのいで、実にすばらしいものに仕上げられているのであるが、それは何んといつても彼の宗教家としての熱烈な意願における真言律宗の一つの在り方を示すものとして、注意をひく。

研究には、まだまだ調べなければならないものがかなり数多く残されているのであるから、今後ともこの研究だけはできるだけ押し進めていきたいと思つて、いる。

### 宝山湛海の研究

宝山湛海が江戸中期に生駒山宝山寺を中心として、

天王像と、ずっと後世の江戸時代のものながら宝曆7年（1757）の銘がある興正菩薩叡尊などを調査した。この前者の板四天王像とは、全長2尺7寸8寸ほどの細長い板をくり抜いて神将形の概形を作ったものであるが、その上方には円形の頭光、下方には踏鬼を作り、その神将形の細部などは胡紗地彩色で描かれたものである。しかもその板の表と裏とにそれぞれ異つた姿の神将形を描いて、2枚の板だけであるいは絵画にものしたものが、かなり数多く伝えられて、いるのみならず、それ等の肖像で、その表現などもあり力強いものでは

宝山寺不動明王像

ために、一方に宝山寺からの要請もあつてこの36

年からこの宝山湛海の研究をはじめたのである。

始めその手

て、彼の本拠玉山寺（奈良県

生駒郡生駒町）をはじめ、奈良附近の西大寺（奈良

市西大寺町）、常光寺（奈良市押熊町）、唐招提寺

（奈良市五条町）、東大寺（奈良市雜司町）、元興寺

極楽坊（奈良市中院町）、法華寺（奈良市法華寺町）

等や、彼の生誕地に近い正願寺（三重県津市一色

町）、神宮寺（津市納所町）等や、また彼と何かと

関係のあつた千手寺（大阪府枚岡市石切町）、宝幢

寺地藏堂（枚岡市豐浦町）、円明寺（岡山県英田郡大

原古町）等の調査をおこなつて、それそれかなりの

収穫をあげた。否、湛海のことは何んといつても時

代の隔りが少ないので、彼や彼の弟子達に繋りのある

ところでは、必ずといってよいからしら湛海

の資料が見出されたのであるから、今後しばらくそ

の基礎調査を統ければ、その成果には期して待つべ

きものがあるだろと思われる。

### 茨城県下の彫刻調査

妙安寺（猿島郡岩井町三村）

聖徳太子立像（云火伏せ）

聖徳太子立像（云火伏せ）

聖徳太子絵伝 4幅

聖徳太子伝記 2巻

阿弥陀如来坐像

常福寺（土浦市下高津）

薬師如来坐像

淨真寺（土浦市横町）

銅造阿弥陀如来立像（弘

長元年銘）

福泉寺（鹿島郡大洋村大藏）

积迎如来立像（清涼寺积迎）

満福寺（行方郡玉造町羽生）

阿弥陀三尊像（来迎弥陀）

善重寺（水戸市酒門町）

聖徳太子立像

福泉寺（福島郡東村阿波崎）

銅造如来形立像

長勝寺（行方郡潮来町潮来）

阿弥陀三尊像

福泉寺（福島郡東村阿波崎）

積迎如來立像（清涼寺積迎）

満福寺（行方郡玉造町羽生）

阿弥陀三尊像（来迎弥陀）

善重寺（水戸市酒門町）

聖徳太子立像

福泉寺（鹿島郡大洋村大藏）

積迎如來立像（清涼寺積迎）

満福寺（行方郡玉造町羽生）

阿弥陀三尊像（来迎弥陀）

善重寺（水戸市酒門町）

聖徳太子立像

福泉寺（福島郡東村阿波崎）

積迎如來立像（清涼寺積迎）

満福寺（行方郡玉造町羽生）

阿弥陀三尊像（来迎弥陀）

善重寺（水戸市酒門町）

聖徳太子立像

福泉寺（福島郡東村阿波崎）

積迎如來立像（清涼寺積迎）

満福寺（行方郡玉造町羽生）

阿弥陀三尊像（来迎弥陀）

善重寺（水戸市酒門町）

聖徳太子立像

福泉寺（福島郡東村阿波崎）

積迎如來立像（清涼寺積迎）

# 庭園遺跡の調査と研究経過

建造物研究室・遺跡庭園

## 旧一乗院庭園遺跡の復原的考察

### 1、調査の経緯

奈良市壹大路に面して建つ奈良県厅と奈良地方裁判所の敷地が、興福寺旧境内で最も重要な大乗院判所の跡地であることは周知の通りである。そのうちでも旧一乗院の屋敷其他の建物を含む敷地が、明治9年奈良地方裁判所に移管され、その後幾棟かの建増しあつたが、古い建物をひどく

改築することなく、昔のままに利用して來たので、割合よく今日まで残つたのである。そして宸殿、殿上、御支闈など一連の建築群が、創造された時のままの位置に、今日に及んでることは、近世公家住宅文化の貴重な資料であるだけでなく、寝殿造系建築の研究上最も貴重な意義がある(第1図)。従つて現況のまま保存すべきか、移築して保存すべきかの論議が聞わされて來たのである。遺跡庭園室では、数年前から一乗院関係の古文書や指図の類を蒐集していた。そこで今日まで判明した一乗院庭園の略史をのべよう。

### 2、旧一乗院庭園の略史

一乗院に関する図を参考にしつつ、地形測量によつて得た資料に基いて宸殿背面に池があつたことを一応推定し得たが、記録の方ではこの池庭のことはあまり問題にされていなかつた。

古図には宸殿の背面に東南隅ぬ西書院から、その末が二つに分岐し、一つは宸殿対面にある書院から、宸殿の西北隅につづいている渡廊の下を

くぐり抜けて、西北に向う水路と、もう一つは、

### 3、電気比抵抗法による池及び造水の調査

この調査は、旧一乗院庭園にかつて存在したと考えられる池・造水などの状態を発掘することなしに

第一乗院宸殿

測図の海拔92.25mの等高線に添つたものと推定される(第2図)。さてこれらの池庭がいつ頃からのものであるのか判然としないが、その歴史をありかえつて見ると、それは平安時代にまで遡りそうである。  
〔註3〕  
「一乗院文書」  
〔中略〕南面ニ紫宸殿及内裏御殿仮ニ移即舍屋殿  
十一月禁中自御造営也、此時始水屋川之流水通  
也〔中略〕寛治七年(1093)三月白河院行幸  
先年例一乗院殿御池塘匡房  
仰金輪池名給也(下略)

ある。記録は伝承に加え後世の粉飾をまぬがれながら、水屋川を通したことや、池庭のあつたことだけは信頼出来ると思う。そこで水屋川から水を引いて来たとなると、それは唐門の東か西かどちらからかといふことになるし、宸殿の背後に園池があるとする、その池の形状や、水辺の勾配などを知りたいので、これらについては最近行つた電気比抵抗法による復原的考察法を加味することとした。

地表から白抜きすることを目的として、昭和36年10月30日より11月2日までの3日間に実施したものである。一乗院庭園は、海拔93 m前後であり、附近の地質は粘土と砂礫の互層より成る洪積層であり、調査地域内で地質学的に特記すべき個所はみられなかつた。

この測定に使用した器具は京大農学部の好意により借用させてもらつた横河電機製作所製のL型大地抵抗測定器である。

測定方法は4極法で、電極間隔0.2 mから2 m毎に3 m迄の垂直探査と、電極間隔1 mととする水平探査によつた。前者の測定地点は実測図(第2図)に示し

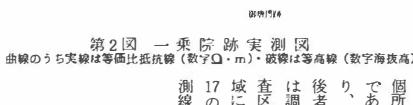
たI～VIの各個所である。以下にその結果の概要を記す。

垂直探査の結果は第3図に示す通りである。

地下3 mまでは全体的に言つて水平な4層の成層構造をなしてゐる。そして地下80 cm位に帶水層があり、1 m以下は水が多く含んだ軟質粘土もしくは粘土交り砂の層と推察される。III、IVともに40 cmに低比抵抗帯があり、透水跡と推定し等価比抵抗線図で、III附近では約120 m、IVでは約90 m以下の地帶に該当すると思われる。VIは他の場合と異なる層序をなし、池跡と推定し、その深さは約1 mであり等価比抵抗線のうち約90 m以下の区域がそれに該当すると思われる。

猶、Iについては1～2 mの間が水の多い粘土と推定され、しかも水平探査の結果局部的なものであるから、小さい水溜りがあつたものと思われる。IVの地下1 m前後についても同様である。

以上の結果を実測図(第2図)上に重ねて図示し



第3図 一乗院構内における $\rho-a$ 曲線

ておいたので参考にされたい。

なお地質の区分並深度の判定は、参照すべき地質柱状図がなく、全く  $\rho - a$  曲線から解釈したものである。

### 註

(註1) 奈良ホテル南に池跡があり、それを大乘院跡と呼んでいるが、実は治承の乱で、一乗院の隣にあつた元の大乘院が焼失したので、一乗院跡と呼んでいた。

且て一時大乗院の末寺であつた元元興寺別院の禪定院のあとを別当坊とし、大乗院跡がそこに移つたまま、遂に元の大乗院に復帰せずに、明治維新を迎えた。元の大乗院は現在の奈良県庁の附近にあつた。

(註2) 一乗院指図には書院が2ヶ所にある。真歎入道親王日記では南の書院又は大書院、北の北書院と呼んでいる。尊昭親王日記によると、北書院をその用途に従い居間と書いている。池庭ははさんで宸殿の北にあるのは書院又は大書院で、親しい人と対面、接待の場所である。

(註3) この記録は昔のままのものでなく、或る古記録の写しか、抄録なのである。

(註4) 描稿「南都の庭園」と春日野の地形と水系」大和文化研究第42号昭和35年10月大和文化研究会発行。

(註5) 電気抵抗法による埋蔵構造の調査は既に飛鳥寺跡、法金剛院、東大寺知足院、元興寺極楽坊、平城宮跡の一部などで試みられ、化行して行つたにも拘らず、旧内裏、大宮御所(仙洞御所)、近衛殿、八条殿(桂宮本邸)、九条殿、閑院宮家跡などを含む京都御苑は、草地又は疊林地のままで今日に至つてゐるので、密集した住宅地やビル街などの地域とは違つて、昔ながらの地形や池跡などが残る可能性があつた。

成果をあげていて。

### 京都御苑内に於ける寝殿造系庭園遺跡

特に凝花洞について

#### 1、京都御苑一帯の地形測量

平安京内の主要公家邸宅は、一条から三条までの間に、東京極と東堀川とともにさまれた区域に数多く集中していることは、平安時代に於ける公家の記録類によつても明らかであり、拾芥抄其他の地誌によつても知られるのである。

平安時代末期から鎌倉時代に降ると、曾て平安京内に多かつた湧泉が涸れ、更に室町時代に入ると僅かに平安京の東北隅である一条から二条、京極から烏丸あたりにかけて、稀に泉の湧出を見る程度になつてしまつた。記録上から知られるものは菊亭(南北朝時代の仙洞御所の一つで後に室町殿に吸収された)山科教言朝臣の一条烏丸邸、二条良基公の二条押小路殿、それに足利尊氏居館の南等持寺などであつた。後小松天皇の頃内裏とされ、明徳3年(1392)閏10月5日南朝の後龜山天皇より正式に神器を受けられ、爾來80年間にわたり内裏として固定した御門東洞院邸と、その南側の二条永貢殿も庭園の景によつて聞え、後に町田家滅治中洛外屏風絵に般殿跡と庭園被密査がかれているほどである。

長い戦国を経て、江戸時代に入つてからも、依然として皇室や公家の邸宅が集中したのはこの附近一帯であつた。また明治以後京都市街がどんどん近代化して行つたにも拘らず、旧内裏、大宮御所(仙洞御所)、近衛殿、八条殿(桂宮本邸)、九条殿、閑院宮家跡などを含む京都御苑は、草地又は疊林地のままで今日に至つてゐるので、密集した住宅地やビル街などの地域とは違つて、昔ながらの地形や池跡などが残る可能性があつた。

現在京都御苑は厚生省国立公園部がその管理に当つてゐるのであるが、その厚生省国立公園部京都御苑管理事務所の許可を得て、36年11月13日から27日までの約2週間、遺跡庭園室では村岡正君(京大出身)の庭園研究家の応援を得て、この一帯の遺構の調査を行つた。既に仙洞御所についてはかねてより文献資料を蒐集していたし、更に昭和31年夏には詳しい実例調査を行うことができたので、その成果は同様に秋の美術史学会及び造園学会に於て報告した。また旧内裏京都御所の実測調査は昭和32年夏に行い、これまた造園学会への報告を了えた。従つて昨秋の調査は九条殿、閑院宮跡、近衛殿のそれぞれ池庭跡に主力をそそいだのである。また池跡は残つていながら、平安時代以降公家の跡と伝えられる花山院、高倉殿(後の凝花洞)、敬法門院跡などがある。それについては学報の一部として、別掲のものがあるので省略し、本稿では主として延宝度後西院とその庭園(凝花洞)の地形について述べようと思う。

2、後西院延宝度仙洞御所  
(註4) 燐花洞といふのは延宝年間に於ける後西院仙洞御所の庭園の名稱のことである。

旧内裏の南側の敷地は早くから「一条殿」として聞え  
町田氏屏風にもその殿舎と庭が描かれている。此  
地に最初仙洞御所が設けられたのは寛文3年(1663)  
のことと、正月26日、寛文天皇に位をゆづつたため  
幕府は内裏、明正院、後水尾院、東福門院の各御所  
の造営にひきづき、12月21日木造始、翌4年8月  
8日上棟、8月21日移徙されたのがこの後西院仙洞  
御所であった。そのころの敷地は東西86間余、南北  
東築地74間余、最長径95間余であり、殿舎の総坪数  
287坪余であった。しかしこの御所は10年程で焼失  
してしまった。

寛文13年(1673)の火災後復興は、存外手間取  
り、延宝3年(1675)3月27日木造始、同7月26日

の上棟、同年12月2日上棟と共に移徙が行われてい  
た。

皇帝の東宮御所は寛永5年3月8日焼け、その  
あとは宝永5年7月着工、6年6月21日東山天皇が  
中御門天皇に譲位され新装成つたこの仙洞御所へ、  
7月2日に移徙されたのである。

さてこれらの敷地の輪郭は勿  
置、内裏との関係位置などすべて宮内庁書陵部藏指  
図によつて判明するのである。しかしこれにも庭園  
の部分だけは図示されていない。そこで家藏凝花洞(註5)、  
庭園圖を組上に乗せ、検討を雇え、だと思ふ。

この図の輪郭かくは、延宝度の後西院仙洞御所に一致  
するのである。しかし延宝度の後西院の指図では、  
東側約3分の1を除き南北分を空白としているので  
その空白の場所は庭園敷地らしく思われる。しかる  
に家藏の指図にはこの南半分の東側にも建物が描か  
れてゐるのである。ところが前揭の如く延宝度の  
後西院仙洞御所は、後西院崩倒と共に、建物の多く  
は他所に移建され、一時建物敷地内が完全に空地と  
なつた時期があつた。南北を半々に仕切る塀の北側

る。後西院は貞享2年(1685)2月23日崩倒され、  
勧修寺文書によると、この後西院御所は、翌3年5

月7日に、その主要殿舎が下賜されていることが知  
られる。そこで貞享4年(1687)4月、旧内裏の東

南の空地に東宮御所を増築し、仙洞御所とするに当  
つては、後西院御所に残されていた旧殿舎を移建し  
ていいので、それ以後宝永4年(1707)にこの地に

東宮御所が建てられるまで空地となつていた。

宝永4年(1707)10月造営の慶仁親王(東山天皇

にあつて主要建築は勿論の

池庭の東側にあつ  
た建物も他所へ移建し、そのあとに池庭を少しく東

方へ拡げることはあり得たであろう。

庭園指図はまさしく、このような重要な建物が一

つもなく、そして庭園の一部を東の方(建物跡地)

に拡張した状態であり、庭園の北部に御茶屋、東北

寄の中島に瓊波亭、南の中島に碧床蔵という2棟の

庭園建築と蔵座敷だけを描いたものである。

### 3. 凝花洞庭園の復原的考察

後西院や東山院の仙洞御所の曾ての敷地を周囲し

て、いた築地塀も建築の基礎も、何一つ残つていない

ので、凝花洞の区域は指図に記入されていの寸法と

旧内裏(京都御所)や仙洞御所など今日はつきりと

残つている門や築地塀からの距離を算出して、図上

に復原して見る外に手はない。ところで旧内裏(現

在の京都御所)は安政造営との関係から割出して見

現在の京都御所の南築地塀から26間

75即ち327.0m、旧内裏(京都御所)の西築地塀の

線より東側へ95引引き下つて存在したことか判る。

そこでこの輪郭内に、家藏の指図を参考にしつつ比

例配分により、同じ縮尺率に於て池庭を書き込んで

見ると、現在旧内裡(京都御所)の南築地塀から

194mに頂点をもつ東西幅約30m、南北幅約20m、

周辺よりの高さ約3.5m(海抜51.31m出雲梁)

ちょうど家藏凝花洞古図に書かれている所の池の四

つの中島のうち、中央よりやや西寄りにある中島の

第4図 凝花洞築山跡(御苑内)

ここに考へられるることは、平安時代の平安京内に於ける殿造系庭園にあつては、自然の林丘をそのまま取込んだ庭園の場合は別として、池を掘り上げた土を利用し人工で山を築く場合は、池の周辺に盛土をすることによく、大ていは中島に土を盛り上げそれを山島と呼んでいたことが作庭記の内容から判明する。また実際に平安時代初期に於ける洛中の庭園では、淳和院の池中島に墳状の飯の山があつたし

花山院にも同類のものがあつたらしい。京都近郊の庭園では、(鳥羽)殿秋の山があり、室町時代の実例としては蓮如上人の山科南殿跡(光照寺)の中島には海拔高3.5m前後(推定水面より約6m高い)の築山が二つ並び聳えている。現在京都御苑の中に残る近衛殿の中島も築山状であり、桂離宮の場合も、築山は何れも中島上で、殊に賞花亭北方の頂上には海拔8.5m<sup>(註6)</sup>、そして池の水面を抜くこと約7m以上である。即ち築山は池畔に造らず、中島上に築くところが平安時代以降所謂作庭記流庭園の伝統であるかも知れぬ。

## 第5図 後西院仙洞御所復原図

- (1) 森蘿著「修学院離宮の復原的研究」奈良国立文化研究所学報第2冊 昭和29年9月  
著者・村岡正稿「仙洞御所の庭園について」造園雑誌第23巻第1号 昭和34年8月、日本造園学会発行。
- (2) 森蘿著「第三鳥羽殿遺跡の調査概報」名神高速道路路線地域内埋蔵文化財調査報告 昭和34年3月、京都府教育委員会発行。
- (3) 森蘿著「中世庭園文化史」奈良国立文化財研究 所学報第6冊昭和34年2月、吉川弘文館発行。  
(森蘿・牛川喜幸)
- (4) 仙洞御所関係の記録や指図については、ほとんどすべてを東京工大平井聖氏の御示教によつた。記して謝意を表する次第である。
- (5) 家藏図は10数年前先輩針ヶ谷輝吉氏より贈られたものである。建物は池北の木屋と中島上の庭園建築の外は1棟も描いていない。
- (6) 披露「平安時代前期庭園の研究」建築学会大会論文集第13号 昭和14年4月 日本建築学会発行
- (7) 披露「鳥羽殿庭園考」造園雑誌第5巻第2号 昭和13年7月、日本造園学会発行。
- (8) 森蘿著「中世庭園文化史」奈良国立文化財研究 所学報第6冊昭和34年2月、吉川弘文館発行。

# 昭和36年度調査研究概況

## I 総合研究

- 1、平城宮跡発掘調査（建造物・歴史研究室）
- 2、西大寺調査（美術工芸・建造物研究室）
- 3、唐招提寺総合調査（美術工芸・建造物・歴史研究室）

以上の概要については本文参照。

- 4、大和条里制の調査研究（歴史・建造物研究室）
- 5、仁和寺の研究（美術工芸・建造物・歴史研究室）
- 6、大和条里制と大和国条里制の前年度に引続き平城京の条里制と大和国条里制の資料の蒐集整理を行った。整理はパンチカードを利用（美術工芸部蔵庫調査）して、文献資料の蒐集につとめた。現在まで整理できたのは大日本古文書中の東大寺文書（西大寺田園目録、延久2年の興福寺雜役免課付帳（平安遺文第9巻所収））の一部である。

- 5、仁和寺の研究（美術工芸・建造物・歴史研究室）
- 6、大和条里制と大和国条里制の前年度に引続き、文部省科学研究費交付金（総合研究）を得て、京都国立博物館に協力して仁和寺の調査を行つた（研究題目「仁和寺における美術史料の調査とその研究」研究代表者：京都国立博物館学芸課長梅津次郎）。当研究所より参加したのは森蘿守田（鶴山信三）、田能村忠雄、田中稔の5名で、それぞれ旧仁和寺子院法金剛院庭園の実測調査、仁和寺円堂院跡発掘、工芸品、絵画、古文書等資料の調査研究を行つた。これによつて円堂院の位置の

確認、鎌倉時代前期と見られる金銅転法輪筒や史料的価値の高い古文書などを多數発見することが出来た。

## II 各個研究

### 1、美術工芸研究室・彫刻

前掲のことく、興正菩薩釈尊の研究、二、宝山湛海研究、三、茨城県下諸寺の調査研究が本年度の主なものであるが、それらのはかに8月に行われた提寺講堂諸仏調査（唐招提寺総合調査）を行つた。

また、從來試みられたことの少かつた仏像の精密実測調査を蟹満寺釈迦如来像（9月）や興福寺旧山田寺仏頭（12月）において行い、さらに文化財保護委員会法隆寺中門重要文化財金剛力士像修理委員会の依頼によつて同像の精密実測調査（2月～3月）を行つた。

9月以来、絵画室としては、「近世に於ける南都絵画の研究」を研究課題に据び、以後資料蒐集についている。

とくに、南都の絵仏師に関しては、西大寺絵画調査の成果をうけて、觀音に關係深つた絵仏師覺尊の活動を中心とした遺品の、いくつかをとりあげて再度考察を試みた。

又、その一環として、唐招提寺藏「弁才天」（板繪・聖林寺藏絵画調査・仁和寺絵画史料蒐集を行ふ）、研究を推進している。

4、建造物研究室・遺跡

前掲の如く、西大寺称徳天御山莊跡、旧一乘院庭園遺跡、京都御苑内に残る棗殿造系庭園遺跡の調査を行つた。

昭和36年度調査研究概況

研究の最終的段階に到達した唐招提寺の「レース」については、本年度は論を續めるべく検討を深め、その成果を十周年記念学報に収録し得た。

同じく「レース」を納めた「金龜舍利塔」についても、一応、その目的は達せられたので、一つの試論としてではあるが成果を報告し

に舍利塔の場合は、工芸室の多年にわたる研究課題「舍利塔の様式的研究」について集積せられた研究成果の一

部であり、併せて御参考いただければ幸甚である。

その他、美術工芸研究室は從来通りの研究を行つてゐるが、工芸室が行つた調査については前述の如くである。また、前年よりの引続き研究課題に対し

ては年々その資料を重ねてきている。

3、美術工芸研究室 絵画

9月以来、絵画室としては、「近世に於ける南都絵画の研究」を研究課題に据び、以後資料蒐集についている。

とくに、南都の絵仏師に関しては、西大寺絵画調査の成果をうけて、觀音に關係深つた絵仏師覺尊の活動を中心とした遺品の、いくつかをとりあげて再度考察を試みた。

又、その一環として、唐招提寺藏「弁才天」（板繪・聖林寺藏絵画調査・仁和寺絵画史料蒐集を行ふ）、研究を推進している。

4、建造物研究室・遺跡

前掲の如く、西大寺称徳天御山莊跡、旧一乘院庭園遺跡、京都御苑内に残る棗殿造系庭園遺跡の調査を行つた。

昨年度、材質の物理的、化学的調査を加えて、

昭和36年度調査研究概況

査が本年度の主なものであるが、それらの他に、昭和34年東大寺旧境内地の地形実測調査に引き続き、今

回は東大寺の依頼もあり4月に東大寺天地院跡の地形実測調査を行つた。以下のところ僧房跡などが地

形的に推定されるが、その確認は今後の電気探査、部分的発掘に期待される。4月下旬から5月にかけて臨川寺庭園の調査を行つた。臨川寺は後醍醐天皇第一皇子世良親王の別荘川殿のあとを寺としたもので臨川家訓には夢窓国師築造の庭園があつたと記されているが、実測の結果、池、中島、築山等が確認できた。

6月下旬、元興寺極楽坊境内の防災施設に伴い、一部発掘調査が行われたが、それに先立つて電気探査を行い、池跡、土層の層序等を探り、その結果を作図し、発掘調査の参考とした。

5、建造物研究室・建築歴史研究室・考古両室は平城宮跡発掘に主力を注いだ。その他解体修理に伴う調査として奈良県教育委員会に協力し、6月興福寺大湯屋の地、調査を行い、天治元年現在地に移されて以来4度にわたって再建されたことを確認した。移建当初の大湯屋が掘立柱であったことは興味深い。7月防災施設事前調査として元興寺極楽坊の発掘を行い、小字房の一部を明らかにした。また11月中部日本新聞社の依頼により、石田茂作、浅野清ととともに尾張国分寺の発掘調査を行つた。発掘は塔、金堂を対象にし、それぞれその基壇を見発見した。

## 6、歴史研究室・古文書

南北諸大寺関係古文書・経典類の調査研究の一環として、前年度に引続いて興福寺・西大寺所蔵の古文書・経典類の一部を調査研究した。9月には高野山安養院所蔵の聖教類の一部を調査し写真撮影した

が、その紙背文書中から史料的価値の高い文書が多数発見された。なお6月には毎日新聞社による高野山文化財総合調査に参加し、宝寿院・持明院・惣持院・光明王院などの古文書・聖教類を調査した。ま

た文化財保護委員会による調査にも協力し、12月には教王護国寺・宝善寺御院の大般若経、1-2月には醍醐寺宋版一切経を調査した。

醍醐寺宋版一切経を調査した。

は教王護国寺・宝善寺御院の大般若経、1-2月には

## 研究成績刊行物

### 奈良国立文化財研究所学報

学 報	名	称	発行年度
A	講演		
1	昭和三十六年五月十三日（於本所）	叡尊研究の一班	
2	昭和三十六年十月七日（於本所）	平城宮跡出土の木簡	
3	平城宮跡発掘調査報告	坪井清足	
B	展観		
1	昭和三十六年五月十三日（於本所）	仁和寺所蔵指圖	
2	昭和三十六年十一月七日（於本所）	平城宮跡発掘出土遺物	

史 料	名	称	発行年度
第一冊	南無阿弥陀仏作善集複製		昭和29年
第二冊	西大寺叡尊伝記集成		昭和30年

組識

文化財保護法 括要

(昭和二十五年五月三十日  
法律第二一四号)

**第二十條** 委員会の附屬機関として文化財専門審査会、国立博物館及び国立文化財研究所を置く。

**第二十三条** 国立文化財研究所は文化財に関する調査研究、資料の作成及びその公表を行う。

2 国立文化財研究所の名称及び位置は、左の通りとする。

名 称	位 置
東京国立文化財研究所	東京都 奈良市

3 国立文化財研究所には支所を置くことができ  
る。

4  
国立文化財研究所及びその支所の内部組織は、  
委員会規則で定める。

奈良國立文化財研究組織規程

(昭和二十七年三月二十五日  
文化財保護委員会規則第五号)

昭昭  
三六九  
九六  
一二五第一号改正

## (奈良国立文化財研究所の組織)

第一編 球員國立文化貿易研究所の所長職務を分掌させるため、庶務課及び次の三室を置く。

美術工芸研究室  
建造物研究室

歷史研究室

(庶務課の所掌事務)

(附則沿革 昭三十六、九、一六施行)

昭三十六、九、一六

昭三九、一六

この規則は昭和二十七年四月一日から施行する。

三

する調査研究並びにその結果の普及及び活用に関する事務をつかさどる。

第四条 考古及び歴史学の調査研究室においては、遺跡物に関する事務をつかさどる。

に工芸技術に関する調査研究並びにその結果の普及及び活用に関する事務をつかさどる。

(美術工芸研究室の所掌事務)

六、前各号に掲げるもののほか、他の所掌に属しない事務を処理すること。

四、行政財産及び物品の管理に関すること。

二、公文書類の授受及び公印の管掌その他の庶務に関すること。

一、別に文化財保護委員会から委任を受けた範囲における職員の人事に関すること。

第一条 庶務課においては、左の事務をつかさど

(昭和37年4月1日現在)

ANNUAL BULLETIN  
OF  
NARA NATIONAL RESEARCH INSTITUTE  
OF CULTURAL PROPERTIES

1962

## CONTENTS

Preface .....	1
Brief Report of the 6th, 7th Surveys of Nara Imperial Palace Site .....	2
Investigations of the Saidaiji Temple during 1961 .....	9
Brief Report of General Investigations of the Toshodaiji Temple during 1961 .....	18
Brief Report of the Excavation at Saji Temple Site .....	22
Yuimae and Toji-kanzyoki .....	26
Research and Study of Sculptures .....	31
Research and Study of Gardens .....	33
Activities of the Institute during 1961 .....	38
Organization of the Institute .....	40

## PLATES

- Excavations at Nara Imperial Palace Site : Bird's Eye View  
: Well and the Finds  
"Bessonzzaki" Buddhistic Iconography, Toshodaiji Temple  
Painting of "Zyuroku Zenzin" (十六善神), Saidaiji Temple  
Decorative Paper Cuttings, Toshodaiji Temple

Published by

Nara National Research Institute of Cultural Properties

Nara, 1962